

**第2期うきは市
子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月
うきは市**

はじめに



わが国では、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

こうした中、うきは市では平成 17 年度に「次世代育成支援前期行動計画」、平成 22 年に「次世代育成支援後期行動計画」、平成 27 年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所や学童保育所などの施設整備など、子育て支援施策の充実・推進に努めてまいりました。また、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生の取組として、うきは市では「うきは市ルネッサンス戦略」を策定し、様々な事業を推進しているところです。

しかしながら、人口減少に歯止めがかからずわが国の子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、国では、待機児童解消や女性就業率の向上に向けた保育のさらなる量的拡充、学童保育所の量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年 10 月より、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育無償化の措置が開始されました。

このような国の動向を踏まえ、うきは市では、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第 2 期うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この事業計画では、子どもの最善の利益を実現するため、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を目指し、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援のための具体的な目標数値を示し、実効性のある計画として取り組んでまいります。また、本計画にある様々な取り組みは、私ども行政だけではなく、幼児教育・保育施設、学校、医療機関、NPO、ボランティア活動団体、企業等の関係機関、および地域住民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であります。皆様との協働こそが、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」の実現を可能にすることから、本事業計画の推進につきまして、皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、さまざまな視点でご審議いただき、かつ、貴重なご助言・ご意見を賜りました「うきは市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査や意見募集に際し、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

うきは市長

高木 典雄

<目 次>

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制	6

第2章 うきは市の子ども・子育てを取り巻く現状

1	人口・世帯等の動向	7
2	ニーズ調査結果の概要	12
3	第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況	35
4	うきは市の今後の課題	44

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1	基本理念	47
2	行動目標	48
3	家庭・地域・事業者・行政の役割	49
4	重点施策	50
5	取組方針	52

第4章 事業計画

1	量の見込みの考え方	61
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	63
3	教育・保育提供体制の確保	64
4	地域子ども・子育て支援事業の充実	71

第5章 計画の推進体制

1	計画の推進および進捗状況の把握	87
2	計画の推進に向けた関係機関の役割	87
3	計画の成果指標	87

資料編		89
-----	--	----

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月29日に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

そうした中で、これまでの子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

本市においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「うきは市次世代育成支援行動計画」を、平成27年3月には「子ども・子育て支援新制度」に基づく「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと健やかに育つまちの実現を目指して、施策の推進を図ってきました。

しかしながら、我が国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、晩婚化や未婚化などを背景として少子化が急速に進行している一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に、待機児童問題が深刻化しています。

このような社会的背景のもと、国では、平成29年6月に『子育て安心プラン』、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年度10月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、幼稚園・保育園・認定こども園の利用料を無償化する措置が開始されました。

本市は、今後も子ども・子育て支援新制度の目的や意義、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「うきは市子ども・子育て会議」を設置し、各種施策を分析・評価するとともに、ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、令和2年度からの「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度のポイント

子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月より開始されています。
新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下のとおりです。

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の創設
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点等）の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の施策決定過程等に参画・関与できる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等に合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

(2) 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

保護者に対する個人給付を基礎とし、給付費が確実に学校教育・保育等に要する費用に充てられるようにするため、各施設等が代理で給付を受け（法定代理受領）、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うこととなります。

※新制度に移行しない幼稚園を利用する場合については、新制度の給付対象ではなく、現行どおり、利用者負担は幼稚園で徴収することとなります。

①子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」における教育・保育です。施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業については、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、原則3歳未満児を対象とし「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

【新制度における事業の体系】

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。

■ 地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ③一時預かり事業
- ④時間外保育事業（延長保育）
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑦妊婦健康診査
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業・その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑪利用者支援事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第1章 計画の概要

③保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育等

(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化が開始されました。

【幼児教育・保育無償化の対象範囲】

	保育の必要性	
	なし(例:専業主婦(夫)世帯)	あり(例:共働き世帯等)
幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償(預かり保育は対象外)	無償(預かり保育は、月額上限11,300円 ^{※3} まで無償)
幼稚園(就園奨励費補助金の対象施設)	月額25,700円を上限に無償(預かり保育は対象外)	月額25,700円を上限に無償(預かり保育は、月額上限11,300円 ^{※3} まで無償)
認可保育所 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	(無償化の対象外)	月額37,000円 ^{※3} を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設(事業所内保育を含む)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額(11,300円又は37,000円)は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

3 計画の位置づけ

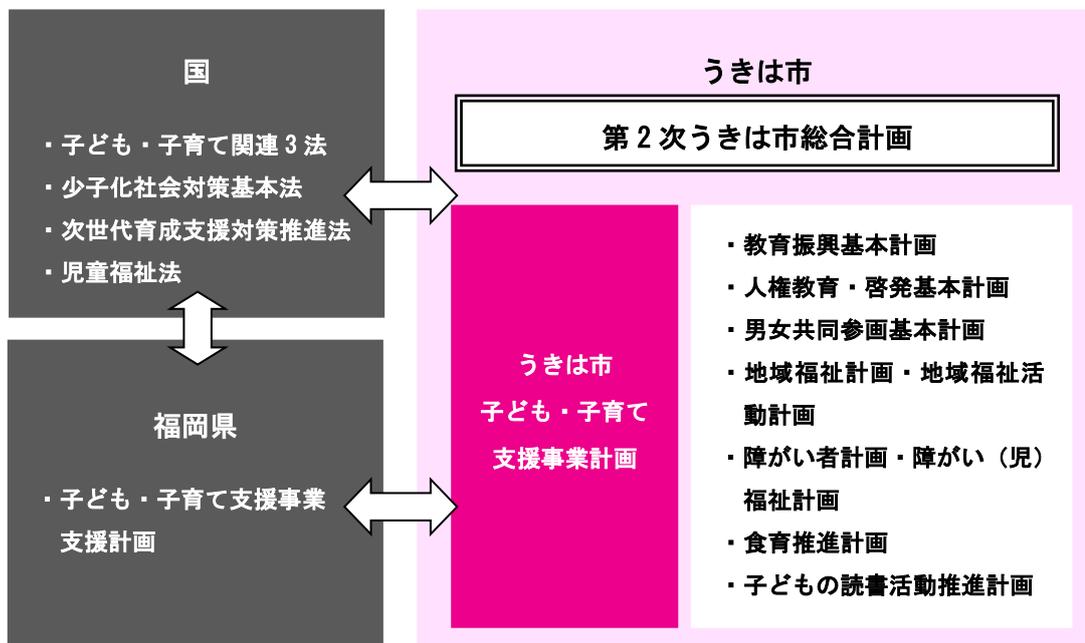
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の期間が10年間延長されたことから、これまで市が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、次世代育成支援行動計画の関連施策の見直しを行い、これらの施策を引き継ぐ新たな次世代育成支援行動計画として策定しました。

本計画を策定するにあたっては、「第2次うきは市総合計画」（平成28年度～令和7年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

【他計画の関係】



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期うきは市子ども・子育て支援事業計画					第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

「うきは市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「うきは市子ども・子育て会議」を設置して審議を行いました。会議の委員には、公募で選出した子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事している方をはじめ、教育・保育事業の代表者の方々に参加していただき、幅広く当事者の声を反映するよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査や計画原案に対する市民意見募集により、子育て家庭やその他の市民の意見の反映に努めました。



第2章

うきは市の子ども・子育てを取り巻く現状

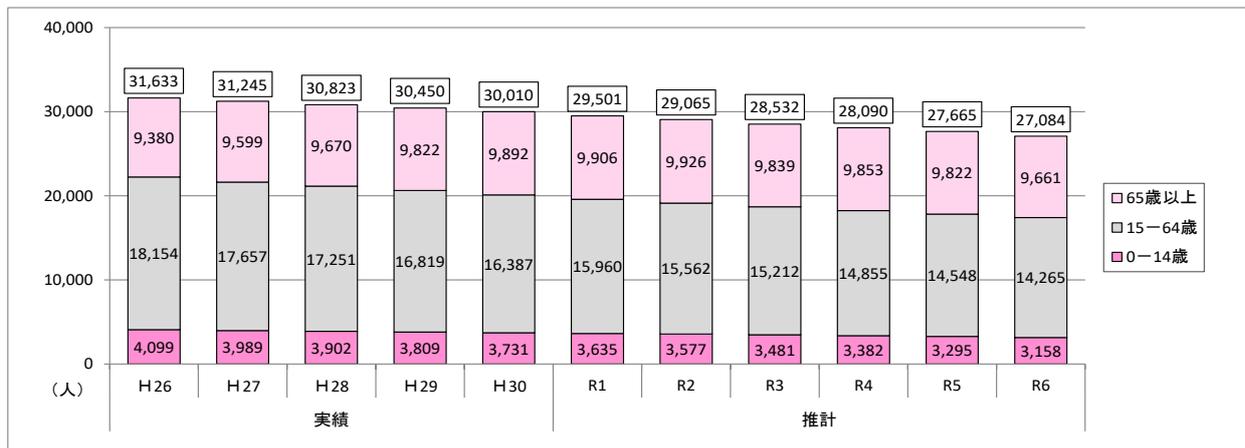
第2章 うきは市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯等の動向

①人口の推移

- 本市の総人口は、平成30年度（3月末現在）30,010人から緩やかに減少し、第2期事業計画最終年度の令和6年度には、27,084人と、2.8万人を下回る見込みです。
- 年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成30～令和6年度の6年間で約2,100人減少する見込みです。一方、老年人口（65歳以上）は同期間中に約231人減少と微減であるため、高齢化率は2.7ポイント上昇し、35.7%に達する見込みです。

■ 人口・年齢別人口の推移 ■



	実績					推計						増減 R6-H30
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0-14歳	4,099	3,989	3,902	3,809	3,731	3,635	3,577	3,481	3,382	3,295	3,158	▲ 573
15-64歳	18,154	17,657	17,251	16,819	16,387	15,960	15,562	15,212	14,855	14,548	14,265	▲ 2,122
65歳以上	9,380	9,599	9,670	9,822	9,892	9,906	9,926	9,839	9,853	9,822	9,661	▲ 231
総人口	31,633	31,245	30,823	30,450	30,010	29,501	29,065	28,532	28,090	27,665	27,084	▲ 2,926
高齢化率	29.7%	30.7%	31.4%	32.3%	33.0%	33.6%	34.2%	34.5%	35.1%	35.5%	35.7%	2.7%

(資料) 住民基本台帳 (各月3月末現在)

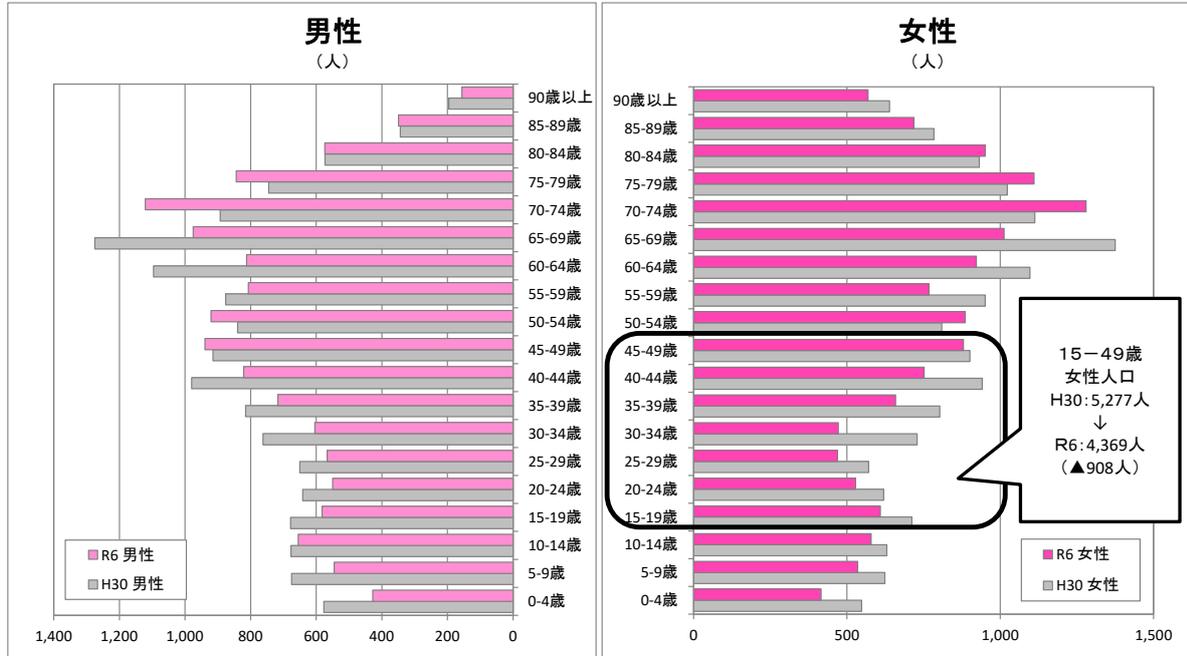
■ 年齢別構成比の推移 ■



(資料) 住民基本台帳 (各月3月末現在)

- 平成30年度（実績）・令和6年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に908人減少するものと見込まれます。

■ 性別・5歳階級別人口 ■

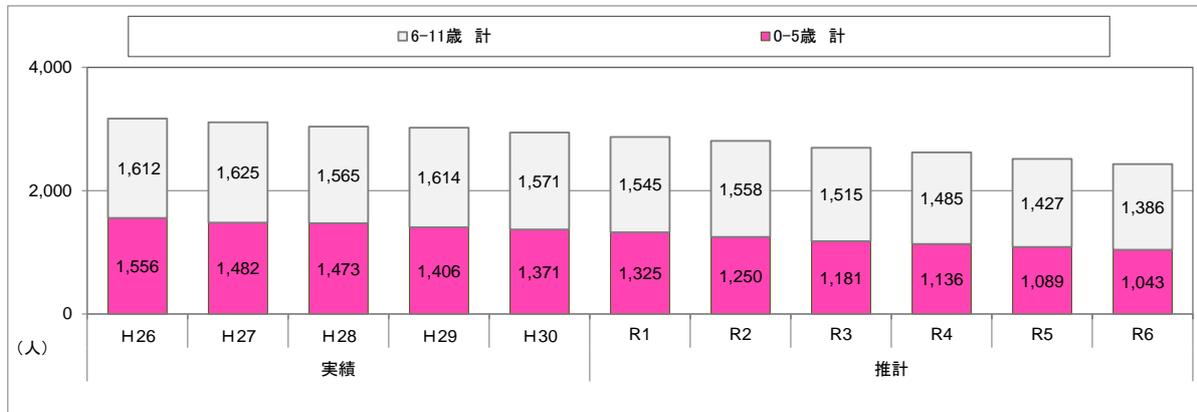


(資料) 住民基本台帳 (各年3月末現在)

② 11歳以下の子どもの人数の推移

- 就学前児童(0-5歳)は、母親年齢階級別人口(15-49歳女性人口)の減少等により、平成30年度(3月末現在)1,371人から、令和6年度1,043人へと約330人減少する見込みです。
- 小学生(6-11歳)は、平成30年度(3月末現在)1,571人から、令和6年度1,386人へと約190人減少する見込みです。

■ 人口・年齢別人口の推移 ■

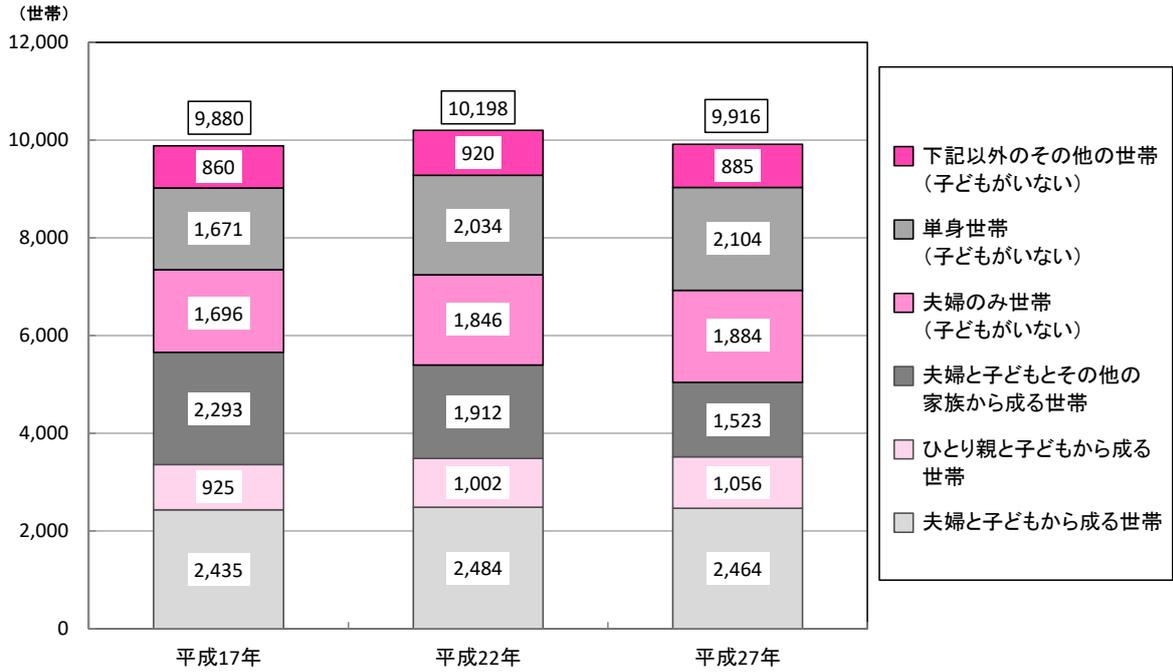


(資料) 住民基本台帳 (各年3月末現在)

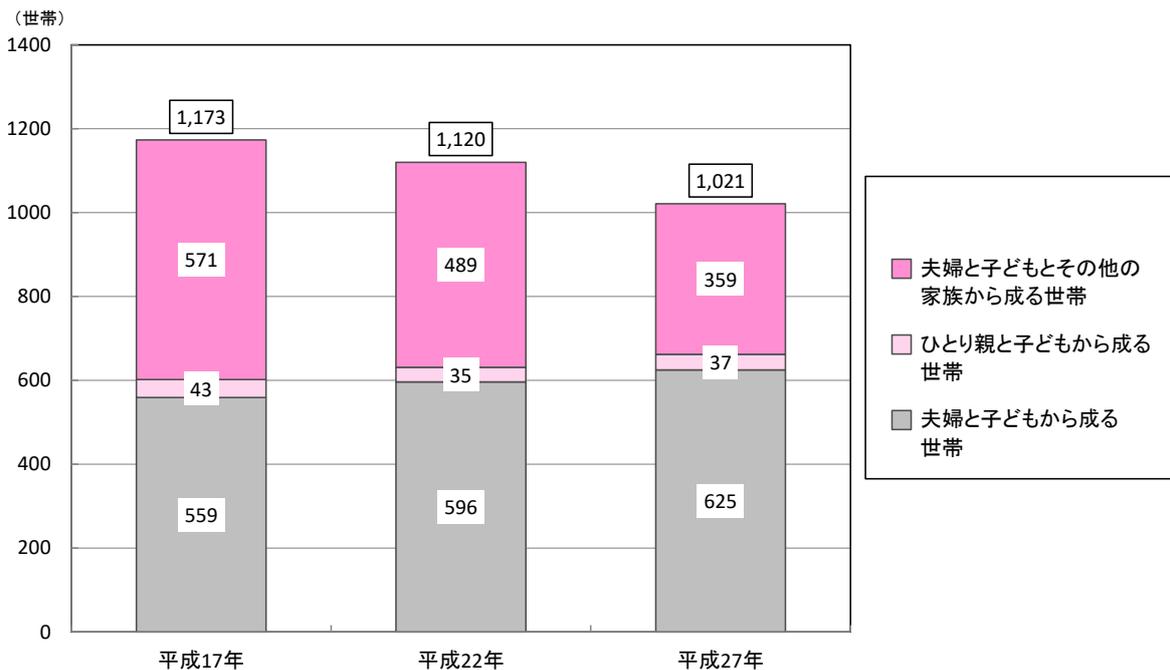
③子育て世帯の推移

- 子どものいる世帯では、夫婦と子どもだけ世帯はほぼ横ばい、ひとり親世帯は増加、三世代からなる世帯等は減少傾向にあります。こうしたことから、親と子どもの世帯、いわゆる核家族世帯の割合が増加するものと思われます。
- 6歳未満の子どものいる世帯に限ってみても、ほぼ同様の傾向がみられます。

■ 一般世帯における子どものいる世帯の動向 ■

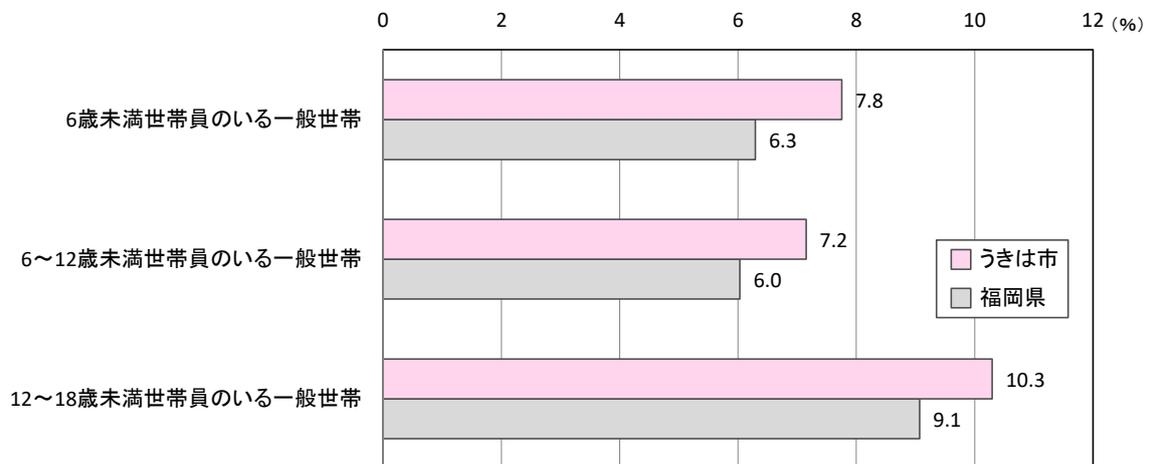


■ 6歳未満の子どものいる世帯の動向 ■



- 一般世帯に占める子どもの割合を、福岡県全体と比較すると、福岡県よりも本市の方が高くなっています。

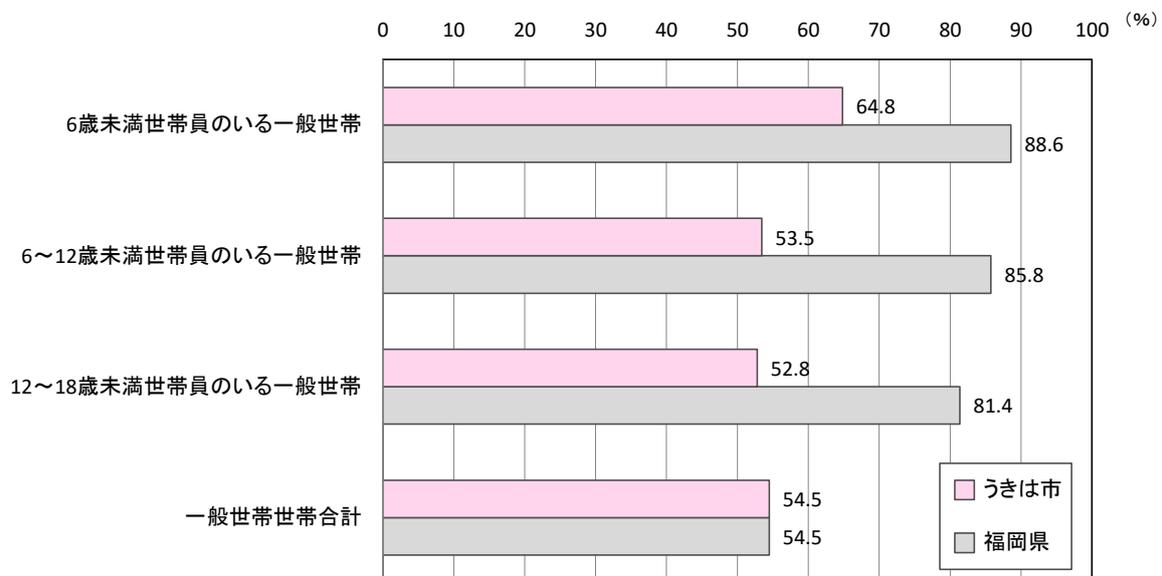
■ 一般世帯における子どものいる世帯の割合 ■（平成27年）



(資料) 国勢調査

- 子どものいる世帯において、核家族の割合を福岡県全体と本市で比較すると、福岡県全体の平均に比べ、本市の割合はかなり低くなっていることから、祖父母等と同居している世帯が多くなっていることがわかります。

■ 一般世帯と子どものいる世帯における核家族の割合 ■（平成27年）

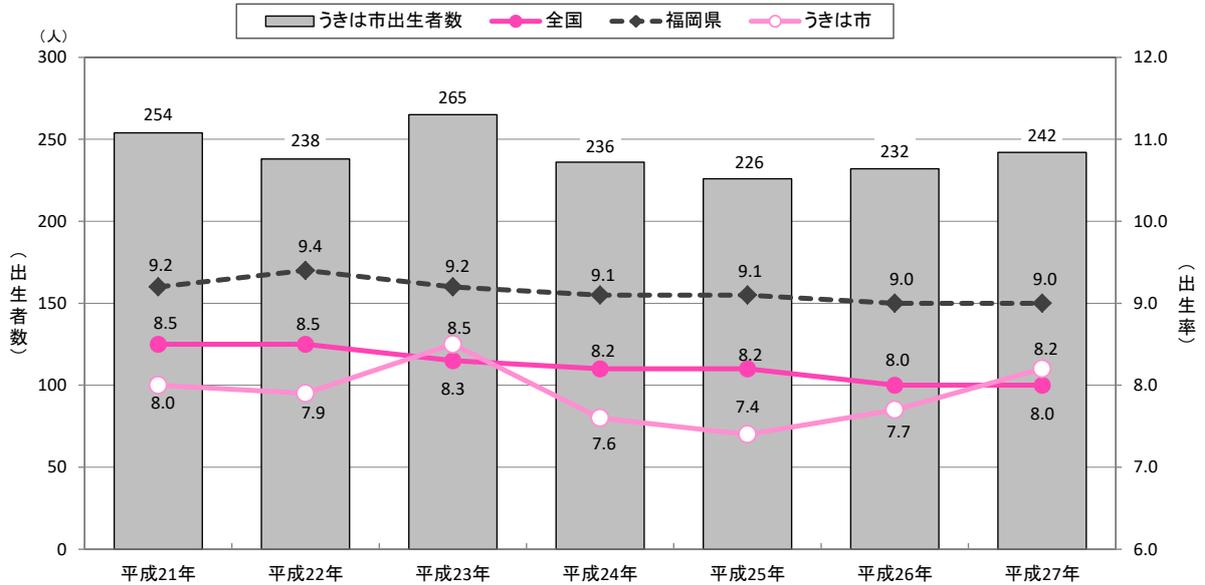


(資料) 国勢調査

④出生者数の動向

●出生者数は、250人前後で推移していますが、出生率（人口千人当たり出生者数）は、全国や福岡県平均に比べて低い水準で推移しています。

■ 出生者数の推移 ■

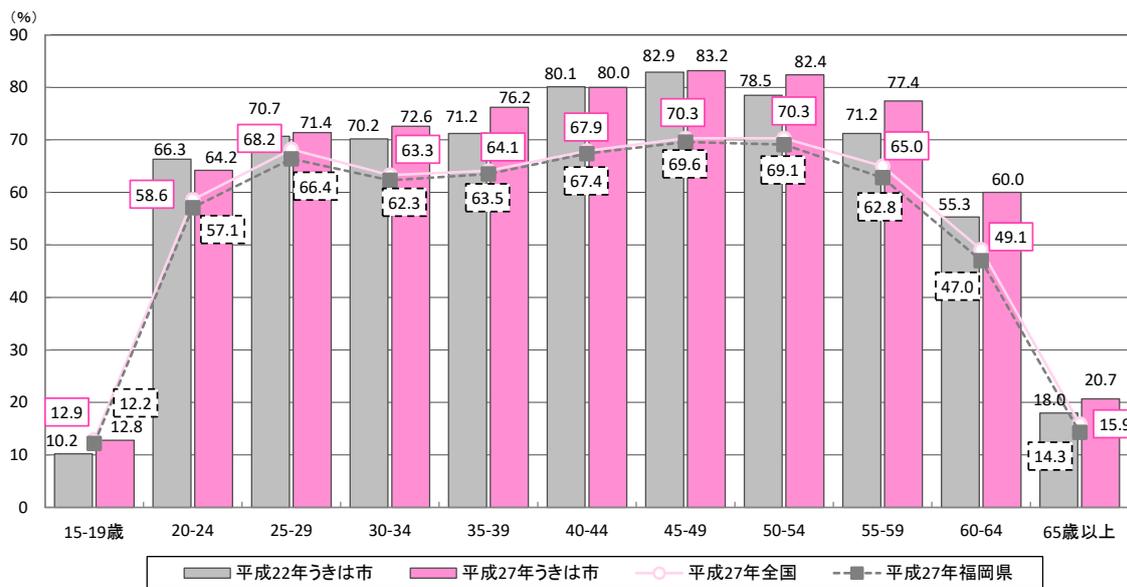


(資料) 人口動態総覧

⑤女性の就労状況

●本市の女性就労率は、国や福岡県に比べ高い水準にあります。

■ 年齢別就労率 ■ (うきは市女性全体就労率 平成22年 48.7% 平成27年 49.3%)



(資料) 国勢調査

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援法」に基づく「うきは市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、国が示した調査項目に準拠しつつ、本市の子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識、要望等を把握することを目的として実施しました。

■調査実施方法

調査は以下の方法により実施しました。

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）	郵送配布—郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	1,033人	726人
有効回収数 （有効回収率）	672人（65.1%）	448人（61.7%）
調査期間	平成31年2月8日～平成31年3月11日（回収予備期間含む）	

■調査結果の見方

- 回答は、原則として各質問の調査数を基数（n）とした百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- クロス集計の表側に使用している「子どもの年齢」等の基本属性では、副問（サブクエスチョン）等の回答者が限定される質問もあるため、図表中の表側項目の調査数を合計しても、必ずしも調査の有効回収数にならない場合があります。
- クロス集計等において、基数（n）となる調査数が少数となる場合は参考までに数値を見る程度に留め、結果の利用には注意してください。
- 本文または図表中の質問文及び回答選択肢については、コンピュータ入力の都合上、省略して表記している場合があります。

(2) 調査結果の概要

※原則として、就学前児童保護者用調査の結果を「就学前児童」、小学生保護者用調査の結果を「小学生」と表記している。

■子育て家庭の状況

①基本属性（子どもの人数、調査の回答者、主な保育者）

- 調査対象世帯の子どもの平均人数は、就学前児童・小学生ともに2人である（就学前児童：2.1人、小学生：2.2人）。
- 調査の回答者は、就学前児童・小学生ともに「母親」が9割弱と大半を占めている（就学前児童：89.6%、小学生：87.3%）。
- 子どもの主な保育者（子育てを主に行っている人）は、就学前児童・小学生ともに「父母ともに」（就学前児童：57.3%、小学生：55.8%）が過半数を占めて最も割合が高く、次いで「主に母親」（就学前児童：39.4%、小学生：37.5%）となっている。

②子どもの育ちをめぐる環境について

- 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：57.3%、小学生：49.1%）の割合が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：42.1%、小学生：48.4%）となっており、親族にみてもらえる人の割合が高い。

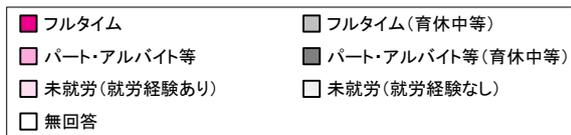
■保護者の就労状況

①保護者の就労状況

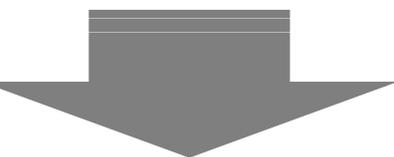
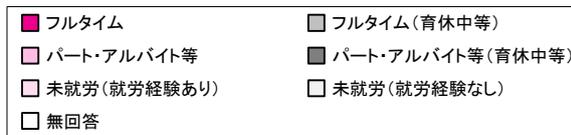
- 保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が95%超と大半を占める。就学前児童の母親は、「フルタイム」の就労者が38.8%と最も多いものの、「パート・アルバイト等」「未就労（就労経験あり）」もそれぞれ2～3割弱となっており、就労形態が多様化している。一方、小学生の母親は、「フルタイム」の就労者が54.7%、「パート・アルバイト等」が35.0%と就学前児童の母親に比べて就労者が多くなっている。
- 父母別の就労状況をもとに保護者の就労状況を整理すると、「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童：63.8%、小学生：66.1%となっている。

■ 保護者の就労状況 ■

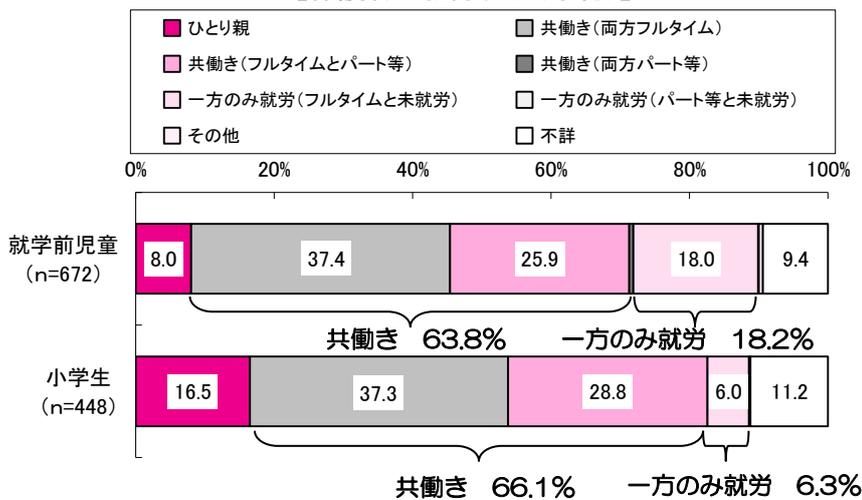
【母親】



【父親】



【保護者の就労状況(集約)】



※就学前児童・小学生ともに3%未満のものはグラフ上に数値を表示していない

②保護者の就労日数・就労時間

●就労している保護者の週あたり就労日数（平均）は、就学前児童の母親は5.1日、小学生の母親は5.0日、就学前児童の父親は5.5日、小学生の父親は5.6日となっており、父親のほうが半日多い。一日あたりの就労時間（平均）も、就学前児童・小学生ともに、母親は約7時間、父親は約9時間と、父親のほうが2時間程度長い。また、父親は母親に比べて長時間働いている人の割合が高く、父親の1割強が一日あたり11時間以上働いている（就学前児童：15.0%、小学生：14.0%）。

■ 保護者の就労日数・就労時間 ■

		週あたり 就労日数 (平均)	一日あたり 就労時間 (平均)	一日あたり 就労時間が 11時間以上 の人の割合
就学前 児童	母親(n=516)	5.1日/週	6.9時間/日	1.4%
	フルタイム(n=254)	5.4日/週	7.8時間/日	1.6%
	パート・アルバイト等(n=186)	4.6日/週	5.7時間/日	0.0%
	父親(n=561)	5.5日/週	9.1時間/日	15.0%
小学生	母親(n=392)	5.0日/週	7.1時間/日	2.3%
	フルタイム(n=233)	5.3日/週	7.9時間/日	3.0%
	パート・アルバイト等(n=149)	4.6日/週	5.8時間/日	0.7%
	父親(n=343)	5.6日/週	9.0時間/日	14.0%

③今後の就労状況

- パート・アルバイト等で就労している母親のうち、フルタイムへの転換希望がある人（「転換希望があり、実現できる見込がある」＋「転換希望はあるが、実現できる見込はない」）の割合は、就学前児童：44.8%、小学生：41.4%である。
- 未就労の母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」という強い就労希望を持っている人の割合は、就学前児童：29.0%、小学生：38.2%である。

■教育・保育事業やその他の子育て支援事業の利用意向

①就学前の教育・保育事業（平日）

- 就学前児童の7割弱（65.6%）が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用している。利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」（62.8%）、「認定こども園」（12.2%）、「幼稚園」（10.2%）、「事業所内保育施設」（5.7%）、「幼稚園の預かり保育」（4.8%）の順で利用割合が高い。
- 平日の定期的な教育・保育事業を現在利用している人に、利用日数・利用時間の現状と希望をたずねたところ、週あたり利用日数（平均）は利用者全体で現在：5.3日/週、希望：5.5日/週であり、希望の伸び（希望－現在の差）は0.2日/週となっている。一日あたりの利用時間（平均）は利用者全体で現在：8.3時間/日、希望：8.8時間/週となっている。希望の伸び（希望－現在の差）は利用者全体では0.5時間/日だが、認可保育所では1時間/日となっている。

■ 平日の教育・保育事業利用者の利用日数・利用時間 ■

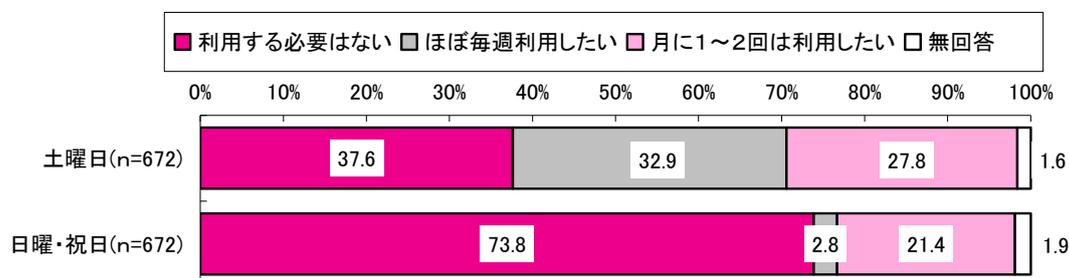
	週あたり利用日数(平均)			一日あたり利用時間(平均)		
	現在	希望	差 (希望－現在)	現在	希望	差 (希望－現在)
利用者全体 (n=441)	5.3日/週	5.5日/週	0.2日/週	8.3時間/日	8.8時間/日	0.5時間/日
認可保育所 (n=277)	5.5日/週	5.5日/週	0.0日/週	8.7時間/日	9.1時間/日	0.4時間/日
幼稚園 [通常の就園時間の利用] (n=45)	5.1日/週	5.2日/週	0.1日/週	6.6時間/日	7.6時間/日	1.0時間/日
幼稚園の預かり保育 (n=21)	4.8日/週	5.2日/週	0.4日/週	8.4時間/日	9.2時間/日	0.8時間/日
認定こども園 (n=54)	5.1日/週	5.3日/週	0.2日/週	8.0時間/日	8.5時間/日	0.5時間/日
事業所内保育施設 (n=25)	4.8日/週	5.4日/週	0.6日/週	7.9時間/日	8.6時間/日	0.7時間/日

●平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「認可保育所」(68.0%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(25.3%)、「幼稚園の預かり保育」(17.1%)、「幼稚園」(15.3%)となっている。

②就学前の教育・保育事業(土曜・休日・長期休暇中)

●土曜日の教育・保育事業の利用については「ほぼ毎週利用したい」(32.9%)・「月に1～2回は利用したい」(27.8%)をあわせると、60.7%が利用を希望している。日曜・祝日は土曜日に比べて「ほぼ毎週利用したい」(2.8%)の割合は低いものの、「月に1～2回は利用したい」(21.4%)は2割強を占めており、これらをあわせると日曜・祝日の利用希望者は24.2%となっている。

■ 土曜日・日祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向 ■



●土曜日・日祝日に定期的な教育・保育事業を「月に1～2回は利用したい」と回答した人に、毎週ではなく、たまに利用したい理由をたずねたところ、「月に数回仕事が入るため」(73.3%)の割合が7割を超えて最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」(35.7%)、「息抜きのため」(33.1%)となっている。

- 幼稚園利用者の長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向では、「利用する必要はない」「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（ともに36.4%）の割合が4割弱と最も高く、次いで、「休みの期間中、週に数日利用したい」（18.2%）となっている。

③平日の定期的な教育・保育事業利用者の病気の際の対応

- 平日、定期的に教育・保育事業を利用している就学前児童保護者の69.6%は、この1年間に子どもの病気等のために事業を休んだ経験があり、休んだ日数（平均）は10.6日/年となっている。2歳以下の低年齢児は、休んだ日数が年間10日以上と長い。休んだ場合の対処方法では「母親が休んだ」（87.3%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（39.7%）の順で割合が高く、「病児・病後児の保育を利用した」は1.6%となっている。
- この1年間に子どもの病気等のために教育・保育事業を休んだ経験がある人に、病児・病後児保育の利用意向をたずねたところ、利用希望者（「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と回答した人）は28.5%となっており、利用希望日数（平均）は6.1日/年であった。

④不定期の教育・保育事業

- この1年間の不定期の教育・保育事業の利用状況については、「利用していない」（88.5%）が9割弱となっている。「幼稚園の預かり保育」（3.1%）や「一時預かり（認可保育所）」（4.6%）などの利用者はいずれも1割未満であり、これらの利用者の利用日数（平均）は21.4日/年となっている。
- 今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では「利用したい」が39.4%となっており、利用希望者の希望日数（平均）は20.7日/年である。利用希望者の利用目的では「私用やリフレッシュ目的」（61.9%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」（57.0%）、「不定期の就労」（30.9%）の順で割合が高くなっている。

⑤宿泊を伴う一時預かり

- 就学前児童保護者の19.9%は、この1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の泊数（平均）は6.0泊/年となっている。預けなければならなかった場合の対処方法は「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（86.6%）の割合が9割弱で最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（14.2%）となっており、「認可外保育施設、ベビーシッター等の保育事業を利用した」は0.7%であった。
- この1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった人のうち、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した人に、その際の困難度をたずねたところ、「特に困難ではない」（54.3%）の割合が5割を超えて最も高いものの、困難を抱える人も45.7%と4割を超えている（「非常に困難」：7.8%+「どちらかという困難」：37.9%）。

⑥地域子育て支援拠点事業、その他の子育て支援事業

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用している」（16.2％）の割合が2割弱となっている。利用者の割合は年齢が低いほど高く、0・1歳の低年齢児で2割を超えている（0歳：27.9％、1歳：23.6％）。
- 地域子育て支援拠点事業の利用意向では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（66.5％）の割合が7割弱で最も高いが、利用希望者も28.6％を占めている（新たに利用したい：19.2％+利用日数を増やしたい：9.4％）。0歳は特に利用意向が高く、利用希望者が53.3％と過半数を占めている（新たに利用したい：34.1％+利用を増やしたい：19.2％）。
- 主に就学前児童保護者を対象としたその他の子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向をたずねたところ、認知度については、①③④⑤の母親学級、離乳食教室、子育て相談、地域子育て支援センターの4事業はすべて7割以上と高い。利用状況（利用率）については、「③離乳食教室」（62.4％）、「⑤地域子育て支援センター」（51.5％）で5割を超えている。今後の利用意向については、「⑦保育所・幼稚園園庭解放」（38.4％）、「④子育て相談」（37.9％）、「⑧病児・病後児保育」（37.1％）、「⑥地域子育て支援センター」（36.2％）の順で高い。

■ その他の子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向 ■

n = 672	(%)		
	認知度	利用率	利用意向
① 母親学級	76.9	40.9	26.9
② 産後ケア事業	47.6	12.8	28.4
③ 離乳食教室	82.9	62.4	33.5
④ 子育て相談	81.7	35.7	37.9
⑤ 地域子育て支援センター	88.8	51.5	36.2
⑥ 子育てサークル	69.0	19.5	22.9
⑦ 保育所・幼稚園園庭解放	66.7	25.3	38.4
⑧ 病児・病後児保育	49.3	2.4	37.1

※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合

※利用率＝『これまでに利用したことがあるか』で「はい」と答えた割合

※利用意向＝『今後利用したいか』で「はい」と答えた割合

⑦学童保育所・放課後等デイサービスの利用状況・利用意向

- 小学生保護者に学童保育所・放課後等デイサービスの利用状況をたずねたところ、利用者の割合は、小学1～3年生で29.1％、小学4～6年生で10.7％となっている。
- 利用者に対して、具体的な利用状況をたずねたところ、小学1～3年生では、利用者の割合は平日と長期休暇でそれぞれ9割以上となっている。小学4～6年生では、長期休暇での利用が78.3％、平日の利用が65.2％となっている。

■ 学童保育所・放課後等デイサービスの利用状況 ■

	利用している	利用していない
小学1～3年生(n=227)	29.1	70.0
小学4～6年生(n=215)	10.7	87.9

	利用状況					
	平日		土曜日		長期休暇	
	利用している (%)	週あたり 利用日数	利用している (%)	月あたり 利用日数	利用している (%)	週あたり 利用日数
小学1～3年生(n=66)	90.9	4.6	39.4	3.0	90.9	4.8
小学4～6年生(n=23)	65.2	4.3	34.8	3.4	78.3	4.6

- 学童保育所・放課後等デイサービスの今後の利用意向は、小学1～3年生では長期休暇での利用が35.7%、平日の利用が27.3%、土曜日の利用が16.7%であった。一方、小学4～6年生では、利用したい人の割合は長期休暇で10.7%、その他は1割未満であった。

■ 学童保育所・放課後等デイサービスの利用意向 ■

	利用意向					
	平日		土曜日		長期休暇	
	利用したい (%)	週あたり 利用日数	利用したい (%)	月あたり 利用日数	利用したい (%)	週あたり 利用日数
小学1～3年生(n=227)	27.3	4.6	16.7	3.4	35.7	4.8
小学4～6年生(n=215)	6.0	4.1	3.3	3.0	10.7	4.6

- 5歳児の保護者に、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年時（小学1～3年生）と高学年時（小学4～6年生）にわけて希望をたずねたところ、学童保育所の希望割合は、低学年時：50.0%、高学年時：19.2%となっている。

■子育ての様子について

①家事時間・育児時間

- 1週間あたりの家事時間・育児時間についてたずねたところ、就学前児童では、家事時間が母親：32.8時間/週、父親：5.1時間/週、育児時間が母親：51.7時間/週、父親：16.8時間/週で、いずれも母親の方が長い。
- 小学生についても、家事時間が母親：28.2時間/週、父親：4.5時間/週、育児時間が母親：22.6時間/週、父親：8.8時間/週で、いずれも母親の方が長い。

■ 学童保育所・放課後等デイサービスの利用意向 ■

	母親		父親	
	家事時間 1週あたり (平均)	育児時間 1週あたり (平均)	家事時間 1週あたり (平均)	育児時間 1週あたり (平均)
就学前児童 (母親:n=654、父親:n=566)	32.8時間/週	51.7時間/週	5.1時間/週	16.8時間/週
小学生 (母親:n=426、父親:n=345)	28.2時間/週	22.6時間/週	4.5時間/週	8.8時間/週

②理想の子ども数・現実に子育て可能な子ども数

- 理想の子ども数と現実に子育て可能な子ども数をたずねたところ、就学前児童保護者では、平均で理想：2.8人、現実：2.3人。小学生保護者では平均で理想：2.8人、現実：2.2人となっており、いずれも理想よりも現実に子育て可能な子ども数が少ない。
- その理由としては、「子育てにかかる費用が大変なため」(就学前児童：78.1%、小学生：72.5%)、「仕事と子育ての両立が難しいため」(就学前児童：60.8%、小学生54.6%)、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」(就学前児童：35.8%、小学生41.5%)が多く挙げられている。

■職場の両立支援制度について

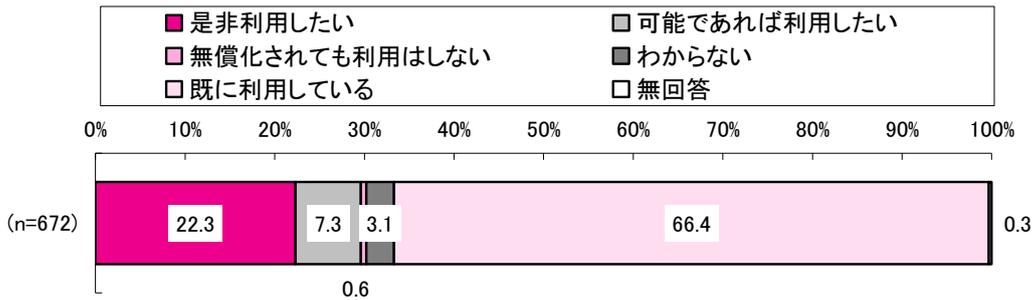
- 就学前児童保護者の育児休業の取得率(「取得した(取得中である)」の割合)は、母親：39.9%、父親：2.1%となっている。育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」(ともに23.3%)、父親では「仕事が忙しかった」(31.7%)の割合が最も高い。
- 育児休業取得者で取得後に職場復帰した人に、職場復帰の時期(復帰したときの子どもの年齢)の『実際』と『希望』をたずねたところ、母親では『実際』も『希望』も「1歳～1歳6ヶ月未満」の割合が4～5割で最も高いが、『希望』は『実際』に比べて1歳6ヶ月以上の長期間の割合が高い。

■ 幼児教育・保育無償化について

① 幼児教育・保育無償化による教育・保育の利用意向

● 幼児教育・保育の無償化による教育・保育の利用意向についてたずねたところ、『利用意向あり』の割合は29.6%（是非利用したい：22.3%、可能であれば利用したい：7.3%）となっている。

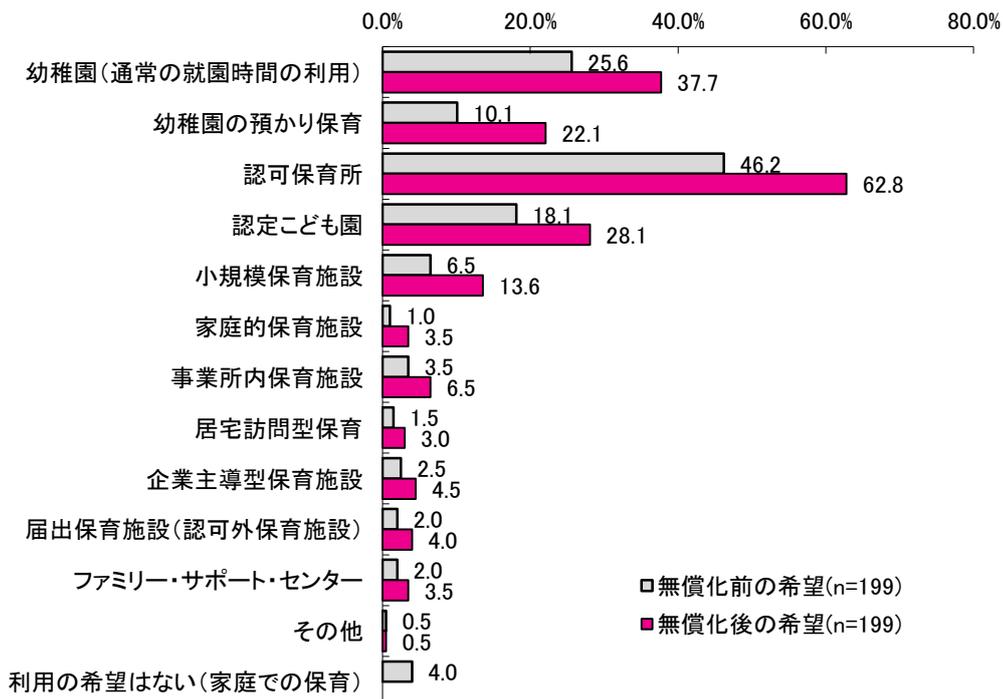
■ 幼児教育・保育無償化による教育・保育の利用変更意向 ■



② 無償化後に希望する教育・保育事業（無償化後に利用意向がある保護者）

● 幼児教育・保育の無償化により、現在は利用していないが教育・保育を新たに利用する意向がある保護者（199人）に、無償化後に希望する事業の種類をたずねたところ、「認可保育所」（62.8%）の割合が最も高く、次いで「幼稚園」（37.7%）、「認定こども園」（28.1%）、「幼稚園の預かり保育」（22.1%）となっている。無償化前の希望と比べると、利用意向の伸びは「認可保育所」（16.6ポイント増）、「幼稚園」（12.1ポイント増）、「幼稚園の預かり保育」（12.0ポイント増）、「認定こども園」（10.0ポイント増）の順で大きくなっている。

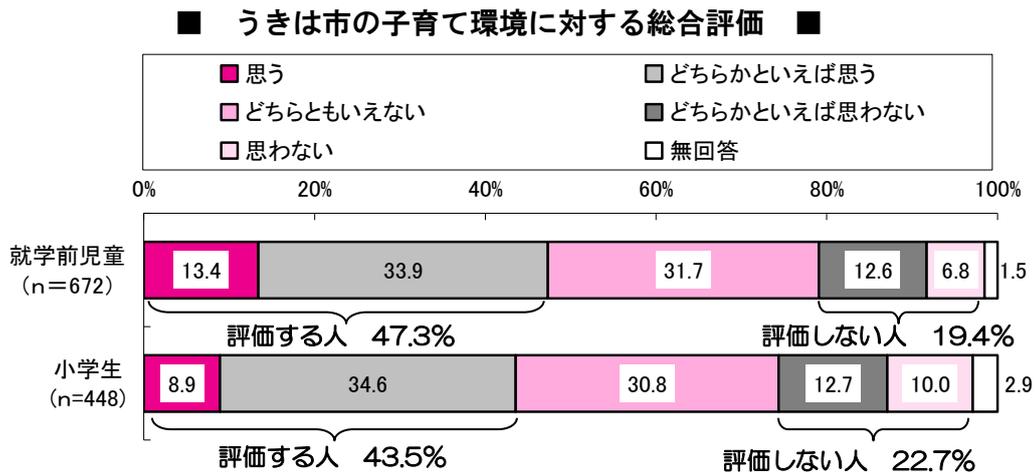
■ 無償化後に希望する教育・保育事業 ■



■子ども・子育て支援全般について

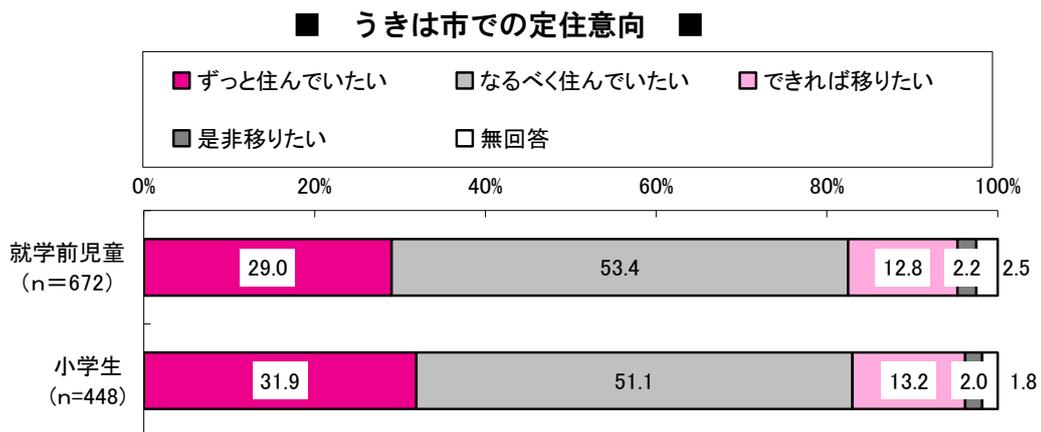
①うきは市の子育て環境に対する総合評価（結婚・妊娠・出産・子育てしやすいまち）

●うきは市は結婚・妊娠・出産・子育てしやすいまちだと思うか、総合的に評価してもらったところ、評価する人（「思う」+「どちらかといえば思う」）が就学前児童保護者：47.3%、小学生保護者：43.5%、評価しない人（「どちらかといえば思わない」+「思わない」）が就学前児童保護者：19.4%、小学生保護者：22.7%、と、評価する人の方が割合が高くなっている。



②うきは市での定住意向

●うきは市での定住意向をたずねたところ、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「なるべく住んでいたい」が5割以上で最も高く、次いで「ずっと住んでいたい」が約3割となっており、いずれも8割以上の保護者が定住意向がある。

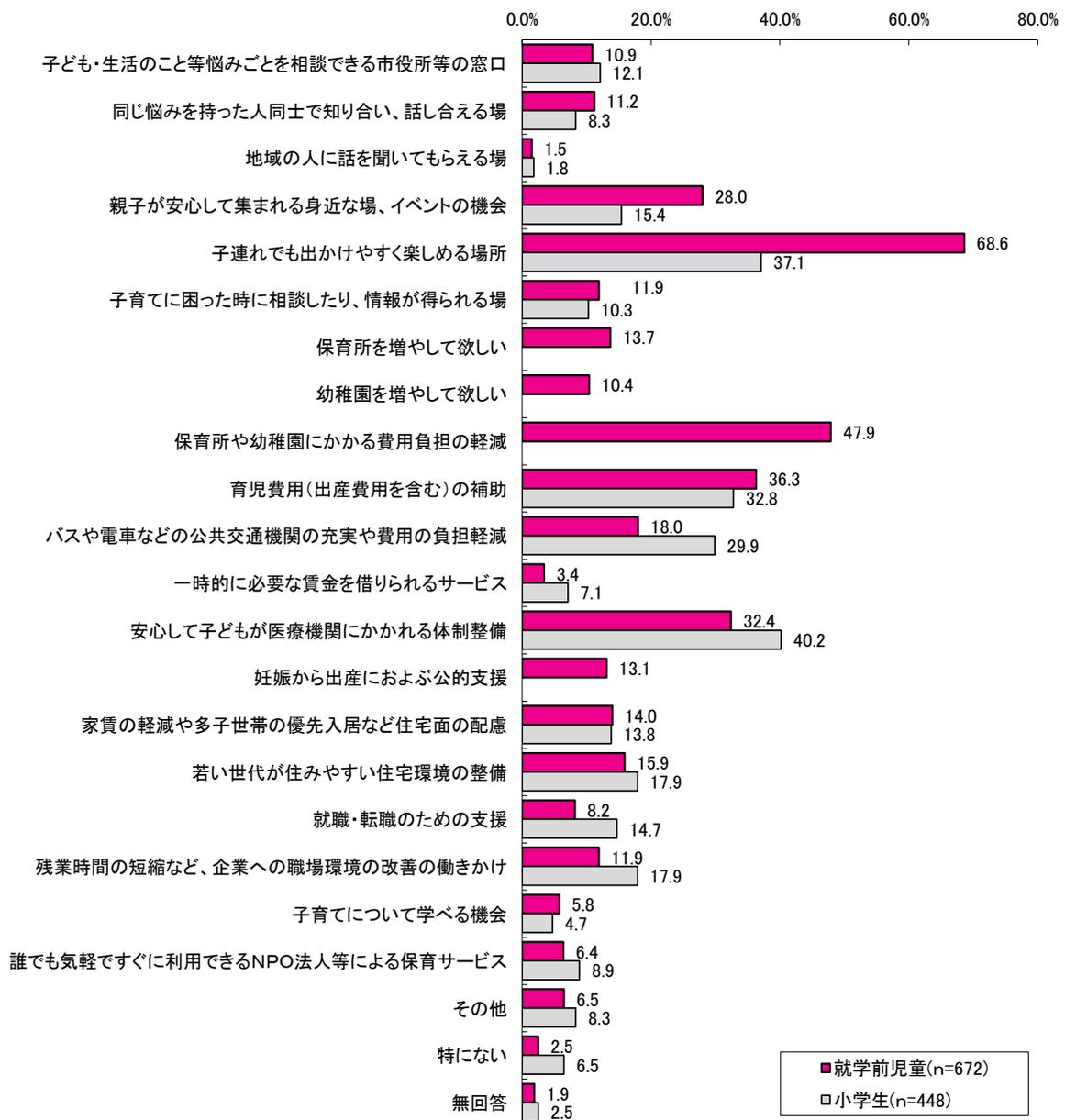


③市に対して充実を図ってほしい支援

●市に対して充実を図ってほしい支援は、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」(68.6%)の割合が7割弱で最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」(47.9%)、「育児費用(出産費用含む)の補助」(36.3%)となっている。

小学生では「安心して子どもが医療機関にかかる体制整備」(40.2%)の割合が最も高く、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」(37.1%)、「育児費用(出産費用含む)の補助」(32.8%)となっている。

■ 市に対して充実を図ってほしい支援 ■



④うきは市の子ども・子育てに関する取組の満足度

●うきは市の子ども・子育てに関する取組の満足度は、就学前児童では「⑤妊婦・出産・育児に対する不安の解消」(56.7%)の満足度が最も高い。その他、「①子育て支援体制の充実」「⑥子どもや母親の健康づくり」「⑧子どもの生きる力の育成」は、『満足』の割合が『不満』の割合を40ポイント以上上回っている。一方、「⑩良好な住環境の整備」「⑬『仕事と生活の調和』の実現」は、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っている。

小学生では「④子育て世帯への経済的支援」(38.1%)の満足度が最も高い。その他、「①子育て支援体制の充実」「⑤妊婦・出産・育児に対する不安の解消」「⑥子どもや母親の健康づくり」「⑧子どもの生きる力の育成」は、『満足』の割合が『不満』の割合を20ポイント以上上回っている。一方、「⑩良好な住環境の整備」「⑬『仕事と生活の調和』の実現」は、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っている。

■ うきは市の子ども・子育てに関する取組の満足度 ■

	就学前児童 (n=672)			小学生 (n=448)		
	満足	不満	(満足・不満 差)	満足	不満	(満足・不満 差)
①子育て支援体制の充実	51.5	4.9	46.6	30.8	4.7	26.1
②幼児期の教育・保育サービスの充実	39.9	11.9	28.0	27.3	13.8	13.5
③子どもの放課後の居場所づくりの充実	24.6	10.1	14.5	30.4	13.1	17.3
④子育て世帯への経済的支援	44.9	19.4	25.5	38.1	27.6	10.5
⑤妊婦・出産・育児に対する不安の解消	56.7	6.1	50.6	29.9	4.9	25.0
⑥子どもや母親の健康づくり	48.9	5.5	43.4	36.6	6.9	29.7
⑦信頼される学校づくり	25.3	7.9	17.4	35.0	19.0	16.0
⑧子どもの生きる力の育成	52.6	4.1	48.5	36.8	7.8	29.0
⑨思春期保健対策の充実	13.2	3.8	9.4	19.0	11.6	7.4
⑩良好な住環境の整備	14.6	40.0	-25.4	13.6	34.6	-21.0
⑪子供を犯罪等の被害から守る活動の推進	20.5	11.0	9.5	27.0	17.9	9.1
⑫子供の交通安全を確保する為の活動の推進	19.7	17.8	1.9	25.0	23.4	1.6
⑬『仕事と生活の調和』の実現	11.3	15.5	-4.2	9.1	19.2	-10.1
⑭児童虐待防止対策の充実	12.5	3.6	8.9	10.0	6.5	3.5
⑮ひとり親家庭の自立支援の推進	13.9	4.3	9.6	11.2	10.1	1.1
⑯障がい児施策の充実	12.1	2.7	9.4	10.7	5.4	5.3

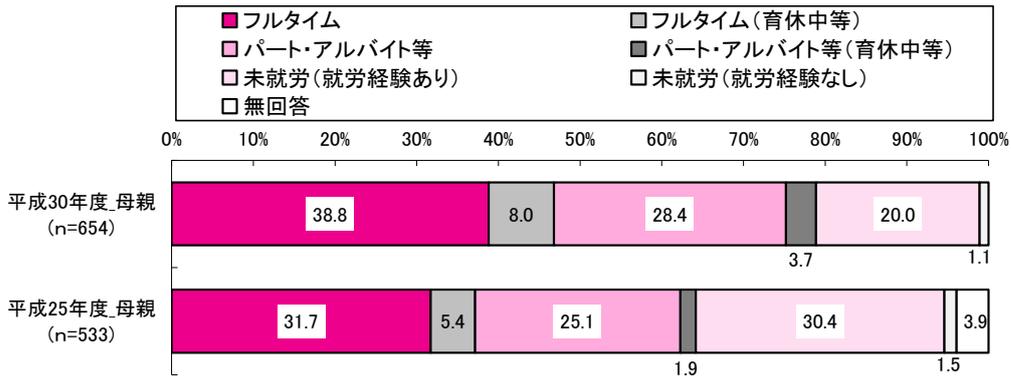
※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」
 ※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

■平成25年度調査結果との経年変化

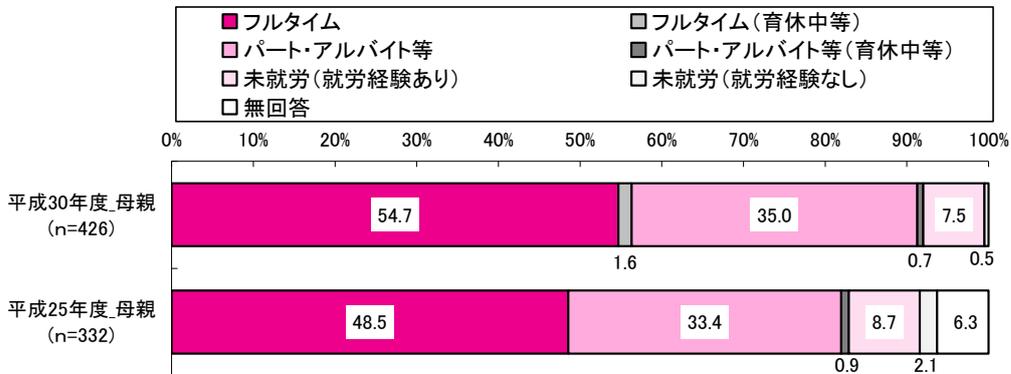
①就労している母親の割合の増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、フルタイムやパート・アルバイト等で働く母親の割合が増加している。それに伴い、特に就学前児童の子どもを持つ世帯で共働き世帯の割合が増加している。

■ 母親の就労状況の比較（就学前児童） ■



■ 母親の就労状況の比較（小学生） ■



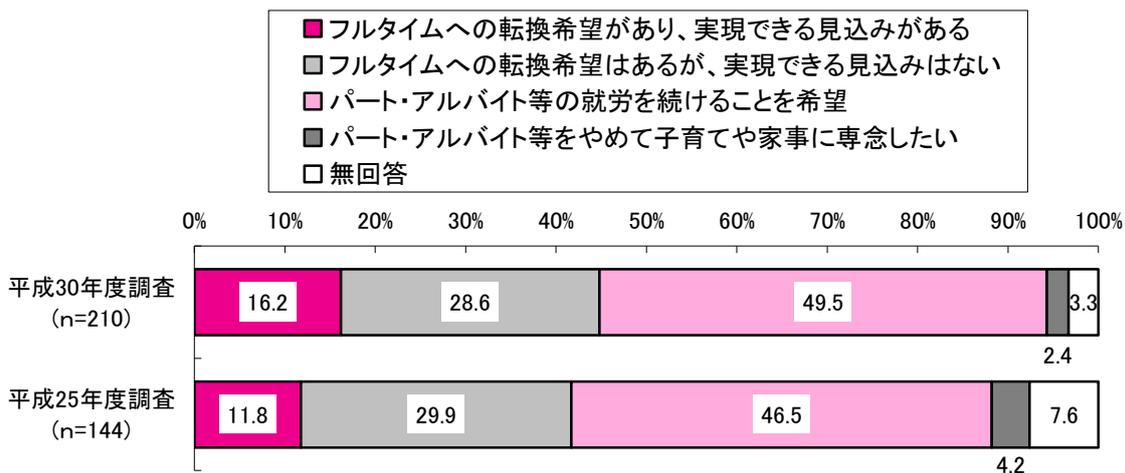
■ 共働き世帯の割合の比較 ■

		平成25年度調査	平成30年度調査
共働き世帯の割合	就学前児童保護者	55.2% (サンプル数 533)	63.9% (サンプル数 672)
	小学生児童保護者	66.9% (サンプル数 332)	66.1% (サンプル数 448)

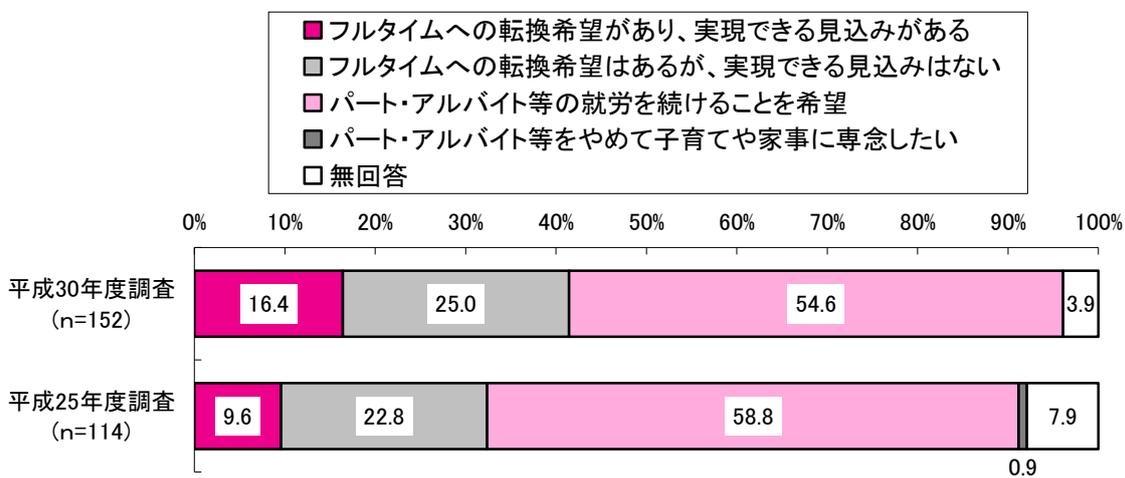
②フルタイムへの転換を希望している母親の割合の増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、パート・アルバイト等で就労している母親のうち、フルタイムへの転換希望者の割合が増加しており、そのうちフルタイムへの転換が実現できる見込みのある者の割合も増加している。

■ 母親のフルタイムへの転換希望の比較（就学前児童） ■



■ 母親のフルタイムへの転換希望の比較（小学生） ■

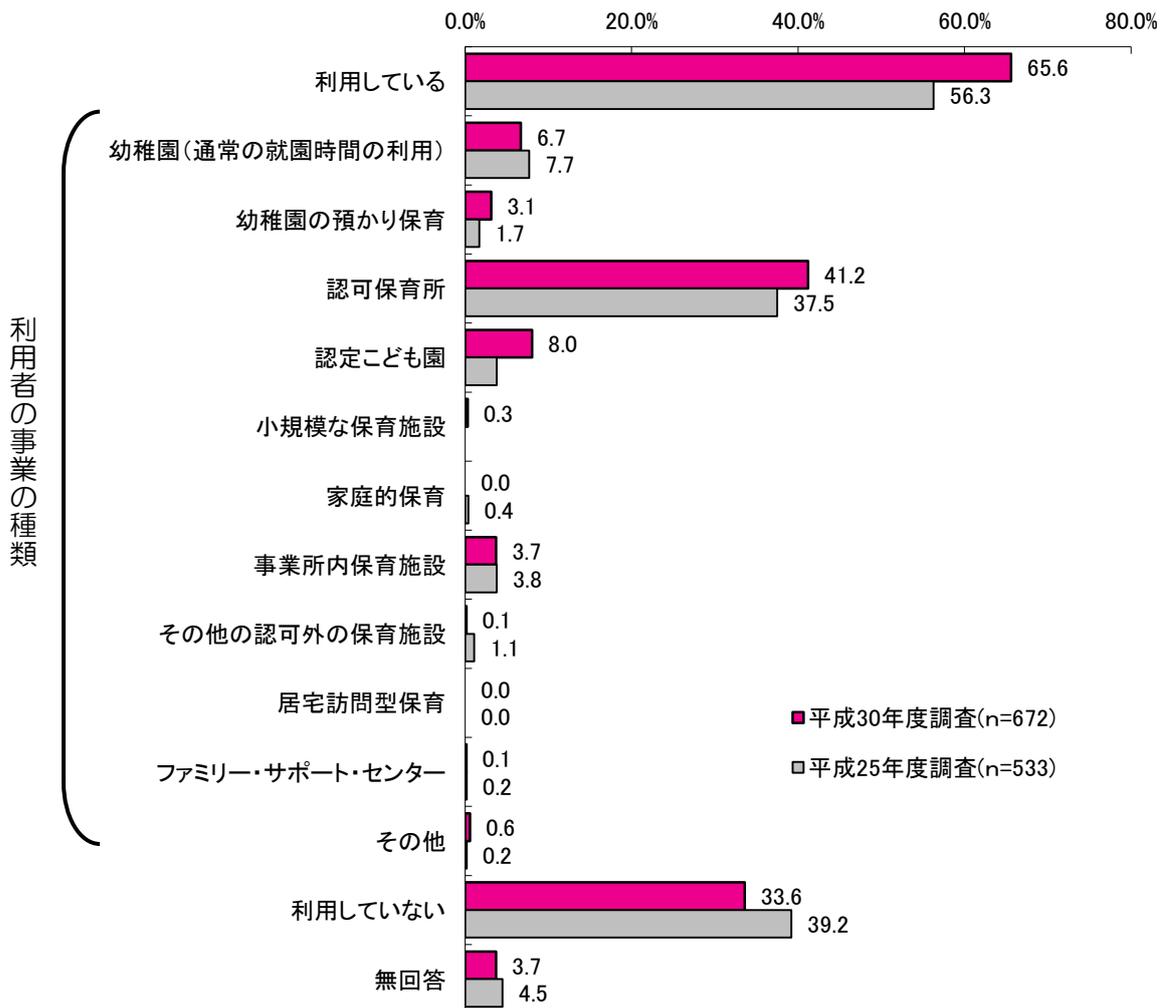


③平日の定期的な教育・保育事業の利用者の割合の増加

④認可保育所・認定こども園の利用者の割合の増加

- 平成25年度に行った調査と比較すると、平日の定期的な教育・保育事業の利用者の割合は約10ポイント増加している。利用している事業の種類を比較すると、認可保育所・認定こども園の利用者の割合が増加している。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ■

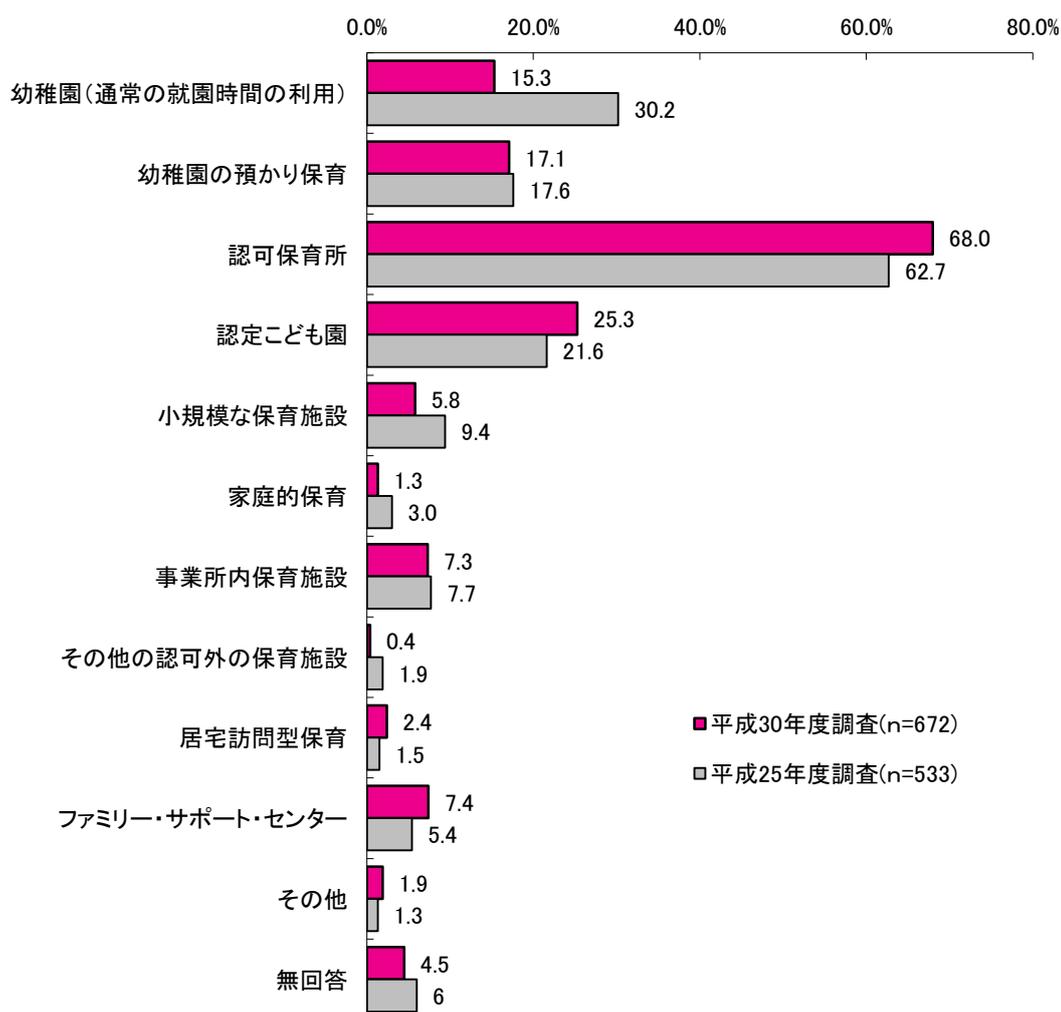


⑤幼稚園（通常の就園時間の利用）の利用意向者の割合の減少

⑥認可保育所・認定こども園の利用意向者の割合の増加

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向について、平成25年度に行った調査と比較すると、幼稚園（通常の就園時間の利用）の割合は約15ポイント減少している一方で、認可保育所・認定こども園の利用意向者の割合は増加している。

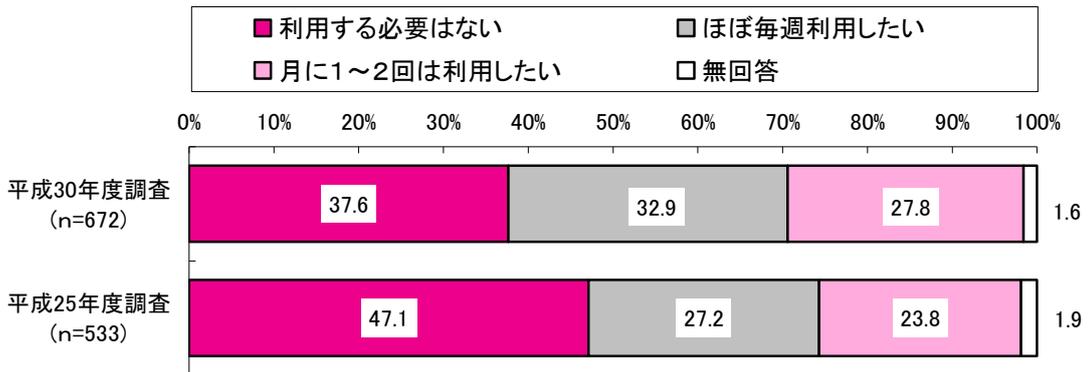
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向 ■



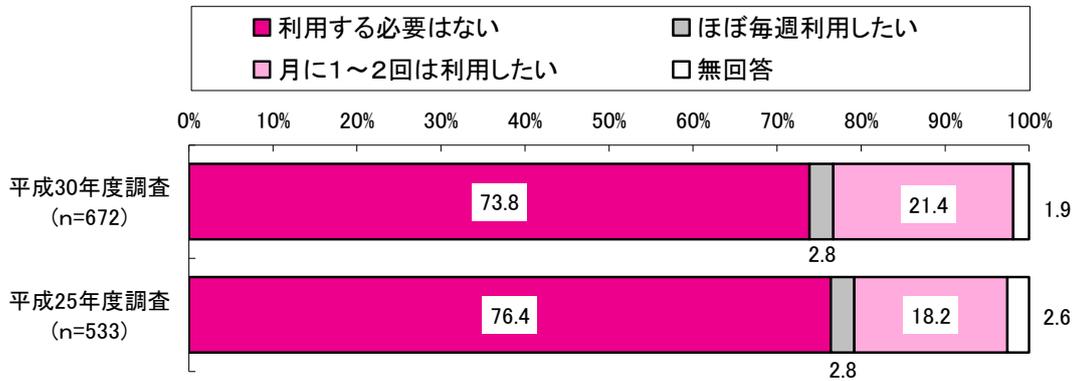
⑦土曜日・日祝日の定期的な教育・保育事業の利用者の割合は増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は「ほぼ毎週利用したい」の割合が約6ポイント、「月に1～2回は利用したい」の割合が4ポイント増加している。同様に、日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は「月に1～2回は利用したい」の割合が約3ポイント増加している。

■ 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望者 ■



■ 日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望者 ■



⑧就学後に「学童保育所」の利用を希望する就学前児童保護者（5歳児）の割合が増加

- 平成25年度に行った調査と比較すると、土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は「ほぼ毎週利用したい」の割合が約6ポイント、「月に1～2回は利用したい」の割合が4ポイント増加している。同様に、日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は「月に1～2回は利用したい」の割合が約3ポイント増加している。

■ 就学後の学童保育所の利用希望者 ■

		平成25年度調査	平成30年度調査
学童保育所 利用希望者 の割合	低学年時 (1～3年生時)	35.4% (サンプル数 65)	50.0% (サンプル数 78)
	高学年時 (4～6年生時)	15.4% (サンプル数 65)	19.2% (サンプル数 78)

⑨「母親学級」「離乳食教室」「地域子育て支援センター」「病児・病後児保育」の認知度は向上

⑩「子育てサークル」「保育所・幼稚園園庭解放」の認知度は低下

- 平成25年度に行った調査と比較すると、「母親学級」は約9ポイント、「離乳食教室」は約7ポイント、「地域子育て支援センター」は約4ポイント、「病児・病後児保育」は約24ポイント認知度が増加している。一方で、「子育てサークル」は約12ポイント、「保育所・幼稚園園庭解放」は約5ポイント認知度が低下している。

■ 各種子育て支援事業の認知度 ■

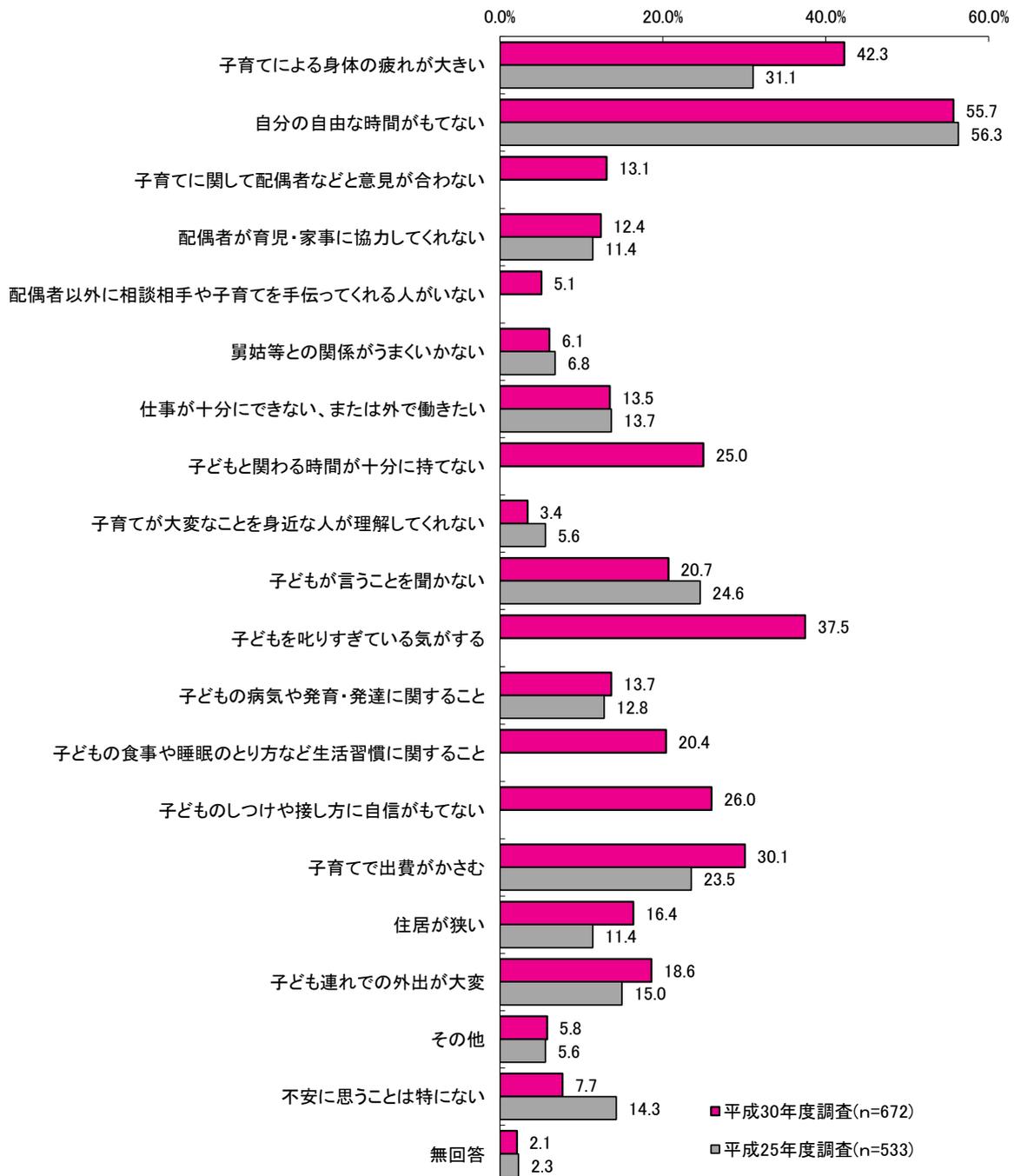
	認知度 (%)	
	平成25年度調査 (n=533)	平成30年度調査 (n=672)
① 母親学級	67.7%	76.9%
② 産後ケア事業	—	47.6%
③ 離乳食教室	75.4%	82.9%
④ 子育て相談	82.6%	81.7%
⑤ 地域子育て支援センター	84.8%	88.8%
⑥ 子育てサークル	81.8%	69.0%
⑦ 保育所・幼稚園園庭解放	71.3%	66.7%
⑧ 病児・病後児保育	25.1%	49.3%

※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合

⑪子育てに関する悩み事として、「子育てに関する身体の疲れが大きい」の割合が増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、「子育てに関する身体の疲れが大きい」の割合が約11ポイントと大きく増加している。

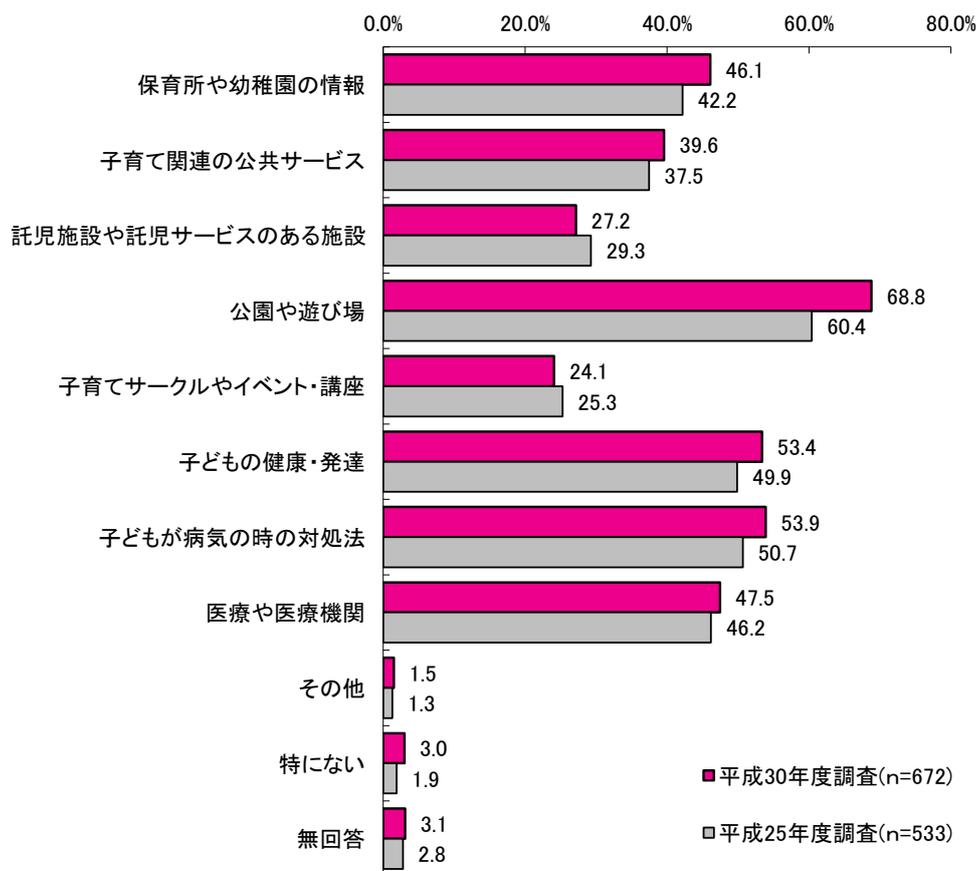
■ 子育てに関する悩み事（就学前児童保護者） ■



⑫子育てに関して必要な情報として、「保育園や幼稚園の情報」「公園や遊び場」「子どもの健康・発達」「子どもが病気の時の対処法」の割合が増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、「保育園や幼稚園の情報」が約4ポイント、「公園や遊び場」は約8ポイント、「子どもの健康・発達」は約4ポイント、「子どもが病気の時の対処法」は約3ポイント増加している。

■ 子育てに関して必要な情報（就学前児童保護者） ■

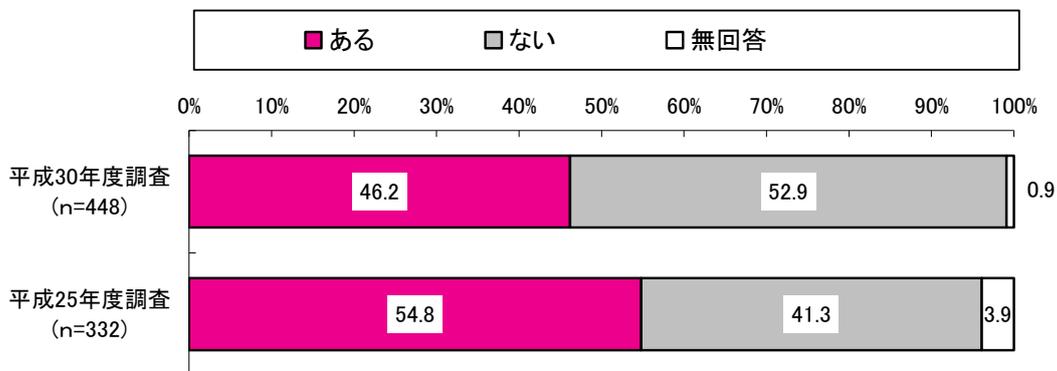


⑬近くに安心して遊べる場所が「ある」と回答した小学生保護者の割合が減少

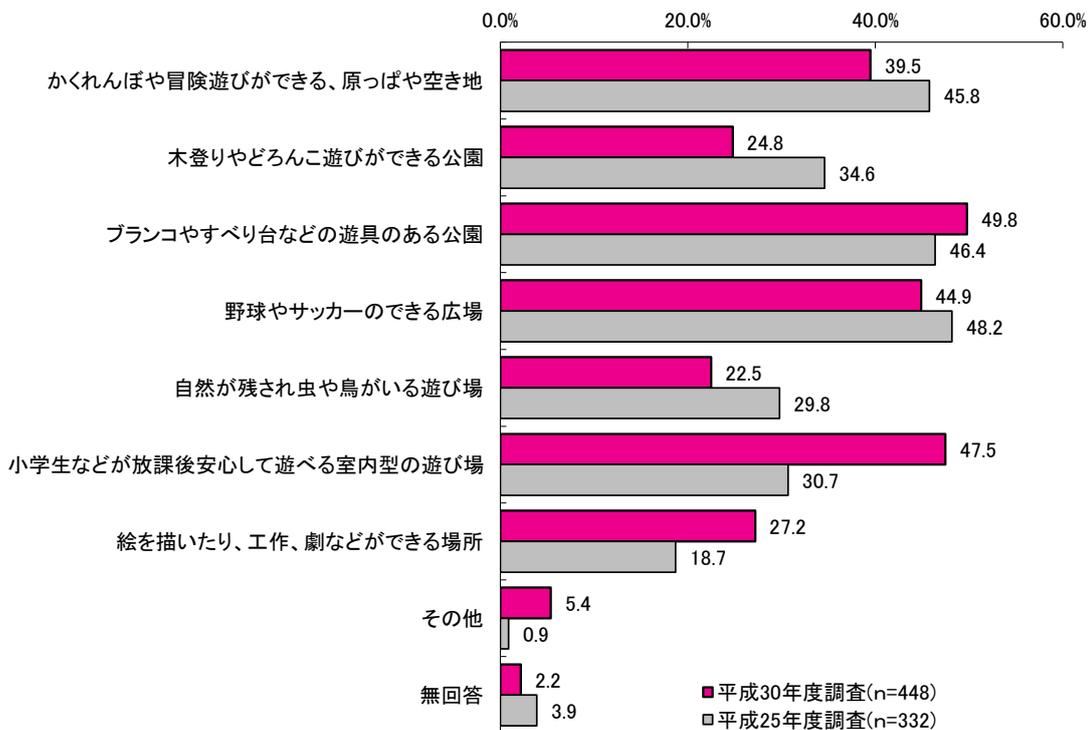
⑭遊び場として近所にあつたらよいと思うものは、「小学生などが放課後安心して遊べる室内型の遊び場」「絵を描いたり、工作、劇などができる場所」の割合が増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、近くに安心して遊べる場所が「ある」と回答した小学生保護者の割合が約9ポイント減少している。遊び場として近所にあつたらよいと思うものは、「小学生などが放課後安心して遊べる室内型の遊び場」が約17ポイント、「絵を描いたり、工作、劇などができる場所」が約9ポイント増加している。

■ 近くに安心して遊べる場所があるか（小学生保護者） ■



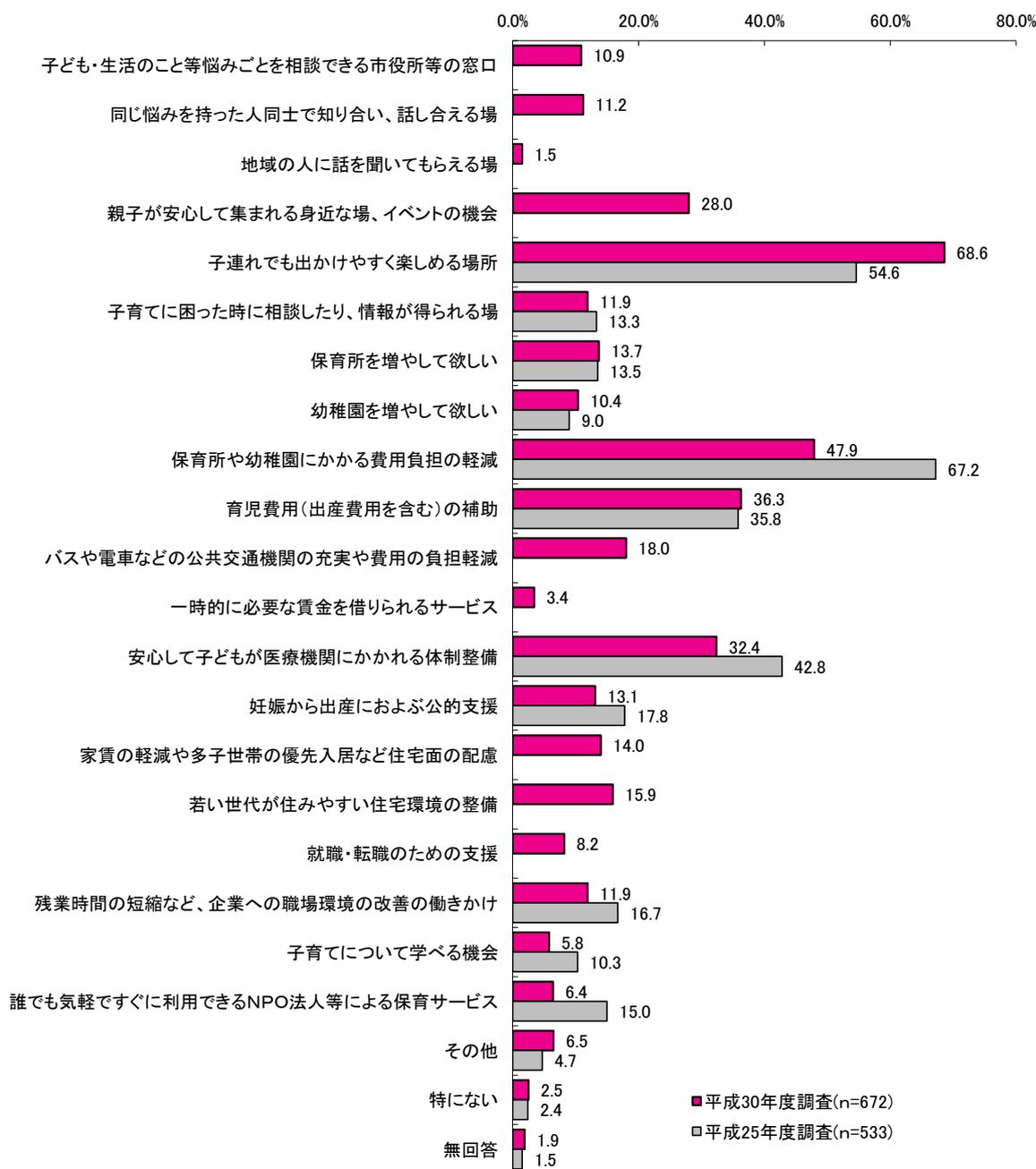
■ 遊び場として近所にあつたらよいと思うもの（小学生保護者） ■



⑮市に充実を図ってほしい支援として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が増加

●平成25年度に行った調査と比較すると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」の割合が約14ポイントと大きく増加している。

■ 市に充実を図ってほしい支援（就学前児童保護者） ■



3 第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

第1期うきは市子ども・子育て支援事業計画では、“**あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち**”を基本理念に各施策を実施してきました。家族の絆を大切に安心とゆとりを持って子どもがすくすく育つ家庭環境と、ボランティアを含めた子育て支援のさまざまな活動を通じて、地域のふれあいの中で子どもがのびのびと健やかに育つまちの実現を目指しました。各施策の直近の実施状況をまとめると以下ようになります。

行動目標1 家庭・地域における子育ての支援

①子育て支援体制の充実

- 子育て支援センター（こども交流室・遊林ランド）において、子どもの年齢に応じた体操やリズム遊びを通して親子でふれあい、安心して楽しく過ごすことができる集いの場を提供しています。また、保育士が常駐し、子育てに関する情報の提供や子育ての悩み相談対応を行っています。
- 教育・保育施設・子育て支援に関して、必要なサービスを円滑に利用できるよう情報提供を行うほか、関係機関と連絡をとりながら利用者支援を実施しました。
- 育児講座や子育て懇談会、お誕生会などを企画運営したほか、子育てに関する各種情報の発信を行いました。子育て支援センターにおける子育て相談実績としては、①子ども交流室：57件、②遊林ランド：370件（電話相談含む）でした。
- ホームページに子育て支援に関する情報を掲載し周知を行いました。また、うきは市子育てガイドブックを母子手帳の交付時や、保育所・幼稚園・小学校をとおして配布したほか、市外から転入した子育て世帯に配布し、情報提供を行った。
- 子育て支援センター「こども交流室」の保育士が、子育てサークルの活動支援を行いました。
- 要保護児童の取組の中で、家庭児童相談員と民生委員・児童委員、教育機関、保育機関などの各種関係機関が、相互連携により子育てに関する養護相談や療育、育成等の相談に対応しています。

②幼児期の教育・保育サービスの充実

- 教育・保育サービスとして、通常保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園の預かり保育といった事業を提供しています。今後も、これらの事業の質の向上を図るとともに、過不足なく事業を提供する必要があります。

③子どもの放課後の居場所づくりの充実

- 市内には8箇所の学童保育所があり、合計325人の児童が利用しています。今後は、各学童保育所の状況に応じて、小学校の余剰教室等を活用した実施を検討する必要があります。
- 図書館専用のホームページと広報紙（図書館だより）、防災無線、各機関へのチラシ配布で図書を紹介、講座や行事の案内などを行い、読書活動の推進を行っています。

④子育て世帯への経済的支援

- ホームページや広報紙に、児童手当の制度についての情報を掲載するとともに、申請漏れがないよう対象者の把握に努めました。児童手当の額の基礎となるのべ児童数としては、44,139人（平成31年3月末現在）となっています。
- 児童の健全な育成支援を図り、健康増進に資することを目的に、医療費の一部助成を行っています。
- 子育て支援センターにおいて、リサイクル品の収集を行うとともに、無料貸出を行っています。貸出品目としては、チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーカー、ベビーベッド等となっており、利用実績は231件です。



行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保

①妊娠・出産・育児に対する不安の解消

- 母子の健康管理と適切な医療の確保のため、母子手帳交付時に、保健師・管理栄養士等による1人につき30分程度の保健指導を実施しています。平成30年度の母子手帳交付件数は171件でした。
- 保健師・管理栄養士・健康運動指導士等による妊婦及び胎児の健康管理を目的とした母親学級を開催しています。平成30年度の実施回数は、妊娠中期：年6回、妊娠後期：年6回で、参加者65人となっています。
- 妊婦健康診査事業として、福岡県、大分県、佐賀県の各医師会及び福岡県助産師会と委託契約を締結し、1人につき最大14回の公的補助を行っています。また、契約を行っていない都道府県における受診(里帰り出産)についても償還払いにより公的助成を行っています。さらに、若年妊婦やうつ傾向にある妊婦に対し、必要に応じ、助産師・保健師が訪問を行っています。
- 乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、保護者に子育てについての正しい知識を身につけてもらうとともに、虐待の防止、早期発見を図っています。平成30年度の訪問件数は、187件となっています。
- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るために福岡県が行っている助成制度について、チラシの窓口配置、電話対応等によりその周知、利用促進を図っています。
- 市内2か所の会場で保健師・助産師・管理栄養士による子育て相談を実施し、乳幼児を持つ保護者が気軽に相談でき、子育ての孤立を予防できるような体制づくりを行っています。平成30年度の相談件数は266件となっています。
- 10ヶ月児健診において、絵本を配付するとともに、絵本の読み聞かせ方等の指導を行っています。

②子どもや母親の健康づくり

- 母子保健法に基づく乳幼児健康診査を実施し、先天異常等の疾病や心身障がいの早期発見及び乳幼児の健康管理の支援・指導を行っています。また、未受診者対策として、電話・個別通知・訪問等及び保育園（所）との連携による受診勧奨により、ほぼ100%の受診率を達成しました。
- 4ヶ月児を対象に毎月、離乳食教室を開催し、乳幼児期からの正しい食生活の指導を行っています。平成30年度の参加者数は、110人となっています。また、4カ月児健診（187人）、7ヶ月児健診（182人）、10カ月健診（195人）、12ヶ月健診（200人）において離乳食の試食の提供及び1歳6ヶ月児健診（191人）、3歳児健診（220人）において幼児食の試食の提供を行っています。
- 農業体験や調理実習など様々な体験活動を通じて、子どもの健全な食生活の実現と心身の成長及び食に対する関心の高揚を図っています。平成30年度の体験教室参加者数は、減塩味噌作り体験：209人、農業体験：202人、ピザ作り体験：222人、マイ箸作り体験：231人となっています。
- 乳児家庭全戸訪問時に予防接種予診票綴りを配付し、予防接種の種類、受け方等の指導を行っています。また、任意の予防接種である季節性インフルエンザ接種費用の一部公費助成を行っています。〔生後6ヶ月～就学前:1回当たり3,000円（2回まで）、小学生～中学生:1回当たり2,000円（小学生2回まで、中学生1回まで）〕さらに、新たにロタウイルス・おたふくかぜ予防接種費用の全額助成を開始しました。
- 1歳半から3歳までの間に、乳幼児健診において、計4回のフッ素塗布を実施し、虫歯罹患率の低下を図りました。平成30年度の実施者数は、1歳6ヶ月児：191人、2歳児：139人、2歳6ヶ月児：137人、3歳児：206人となっています。
- 1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診において、発達面で経過観察が必要な子どもや育児面で不安や心配のある親を対象に言語指導士、心理相談員、保育士による療育指導教室を実施しています。平成30年度の参加者は、16人となっています。
- 地域の小児科医の協力と医療機関の連携により、聖マリア病院内に設置された久留米広域小児救急センターでの夜間診療（毎日19時から23時まで）を行っています。平成30年度のうきは市受診者数は、127人（全体の1.8%）となっています。

行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備

①信頼される学校づくり

- それぞれの学校が特色を生かした教育課程を編成し、個に応じた内容や指導方法を工夫し、学力や体力の向上に努めています。
- 自治協議会やPTAと連携し、地域の人材を活用した教育活動を進め、開かれた学校づくりを推進しています。
- 体験活動を通して、体験することの喜びや支えていただいた方、自然の恵みに感謝する心を育て、豊かな心を育む教育を推進しています。
- 市立図書館と連携し読書リーダーの育成を図っています。また、読書指導や朝の読み聞かせ活動を通して、読書に対する関心を高める活動を実施しています。
- 全ての学校でいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めています。
- 不登校傾向の児童生徒に対し、家庭訪問や保護者との連絡を綿密にとるとともに、関係機関との連携の充実を図っています。
- スクールカウンセラーを配置し、学校不適應傾向の児童生徒に対しカウンセリング等を実施しています。

②子どもの生きる力の育成

- 各行政区子ども会指導者及び各自治協議会青少年育成部門担当者を対象に「子ども会指導者講習会」を開催しています。①山春地区：参加者 39 名、②千年地区：参加者 37 名。
- 市民大学子ども未来学部において、以下の事業を実施しています。
 - (1) 体験学習（3 セット事業）
 - ①鷹取登山：参加者 59 名
 - ②壱岐島夏休み感動体験：参加者 60 名
 - ③子ども議会：参加者 47 名
 - (2) 米粉パン作り教室（一日 2 回）：参加者 71 名
 - (3) 親子陶芸教室：参加者 127 名

③思春期保健対策の充実

- 性や命に関する教育、薬物乱用等防止教育の指導計画に基づき、体育（保健）・理科・道徳・学級活動等において学習指導を実施しています。

行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり

①良好な住環境の整備

- 公園整備の推進として、吉井百年公園の遊具施設を更新しました。今後も、子どもが自然とふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や児童遊園の整備充実に努めます。
- 公営住宅の整備として、福益団地屋上防水工事、高見団地建替準備・補助金の申請を行いました。今後も、ゆとりを持って子どもを産み育てることができる環境を整備するため、公営住宅の整備にあたっては子育て世帯への配慮に努めます。

②子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

- 特別な教育的支援を必要とする子どもには、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、個に応じた教育内容になるように努めました。
- 年度当初にPTAと連携し「子ども110番の家」の登録確認と新たな登録依頼を行いました。

③子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 児童生徒対象の交通安全教室、通学路の安全点検、保護者による交通指導、シルバー保安官による見守り活動等を通して、通学路における安全確保に努めました。

行動目標5 家庭と仕事の両立支援

①「仕事と生活の調和」の実現

- 市職員を対象にワーク・ライフ・バランス研修会を開催しました。ワークショップ形式で、仕事の生産性の向上について学び、意識改革を促しました（参加者 137名）。また、市内 37 事業所を訪問し、職場研修に活用できる資料やワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を配布説明しながら、情報提供を行い啓発に努めました。啓発が充分進んでいるとは言えない状況であるため、今後も事業を継続して進める必要があります。
- 男女共同参画週間（6/23～6/29）に、推進事業として講演会を開催しました。認知症の実母との生活体験を通して命・家族の絆という視点から男女共同参画の理解促進につなげました（参加者 99名）。また、6月の男女共同参画週間について、広報うきはや防災無線を活用して周知し啓発に努めました。意識啓発が充分進んでいるとは言えない状況であるため、今後も事業を継続して進める必要があります。
- 男性の家事・育児への参加促進に向けて、男女共同参画セミナー映画上映会を開催しました。6月開催の男女共同参画講演会講師体験談が映画化されたもので、親を介護する息子の姿を通して意識の向上につなげました（参加者 618名）。
- 男性の家事・育児への参加促進に向けて、みんなでクッキング講座を開催しました。
 - ①家で出来る!イタリアン（参加者 10名）
 - ②魚をさばこう1（参加者 14名）
 - ③魚をさばこう2（参加者 10名）また、親子でクッキング講座を開催しています。
 - ①キッズも挑戦!親子で手作りハンバーガー講座（参加者 9組 21名）
 - ②親子で木工体験!1DAY講座（参加者 9組 19名）意識の浸透が充分進んでいるとは言えない状況であるため、今後も事業を継続して進める必要があります。

行動目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

①児童虐待防止対策の充実

- 虐待や家庭児童相談について広報紙に掲載（月1回）とホームページに掲載し周知に努めた。また、小学校が行う「子育てネットワーク会議」へ家庭児童相談員を派遣し連携を図りました。
- 家庭児童相談員2名と職員1名で相談対応を行っています。家庭児童相談員は来所相談・電話相談・訪問時に受けた相談に対して、その状況に応じた助言、指導等を行い支援に努めています。
- 児童虐待防止体制の充実を図るため、要保護児童対策地域協議会構成団体の連携により早期発見、早期対応に努めています。平成30年度実績としては、代表者会議：1回、実務者会議：4回、ケース検討会議：32回（21件）となっています。
- 養育支援が必要と思われる家庭を助産師・保健師が訪問し、適切なサービスが受けられるよう指導・助言を行っています。平成30年度の訪問件数は23件となっています。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

- 18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給しています（所得制限あり）。平成30年度は、児童扶養手当全部支給者：154名、児童扶養手当一部支給者：12名となっています。また、制度について広報（1回）、ホームページへ掲載し周知を図っています。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業として、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣しています（平成30年度利用実績：0人）。また、制度についての広報（1回）及びホームページへの掲載を行い、相談支援に関わる家庭等にも利用可能なサービスとして周知しています。
- 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成しています（平成30年度利用実績：1人）。また、ホームページへの掲載も行っています。平成29年4月以降より雇用保険法の一般教育訓練給付金の受給資格がある者には、差額分をひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金より支給することになりました。
- 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため養成機関で1年以上のカリキュラムを修業している場合に生活資金を給付しています（平成30年度利用実績：1人）。また、ホームページへの掲載も行っています。

- ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため各種資金貸付を行っています。(平成30年度実績：0件)
- 母子家庭や父子家庭の医療費の助成を行っています。

③障がい者施策の充実

- 家庭児童相談の中で療育に関する相談にも応じており、福祉係や保健課との連携やその他の機関、施設等と連絡調整を行っています。
- 保育園・認定こども園・幼稚園を定期的に専門家による巡回訪問を実施し、受け入れ体制の強化を図っています。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもには、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、個に応じた教育内容になるように努めています。
- 特別児童扶養手当を支給しています。(平成30年度実績：50人)



4 うきは市の今後の課題

人口等の基礎統計やニーズ調査結果、第1期計画の事業実施状況等から、うきは市の今後の課題として以下のことが挙げられます。

(1) 少子化の進行

第1期計画期間中（平成27～令和元年度）の人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、それに伴って少子化が進行しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

ニーズ調査の結果によると、「理想の子ども数」の平均は3人弱（就学前児童保護者：2.8人、小学生保護者：2.8人）に対して、「現実に子育て可能な子ども数」の平均は2人強（就学前児童保護者：2.3人、小学生保護者：2.2人）でした。

今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを産み、育てやすい環境づくり、結婚・妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実が求められます。

(2) ひとり親世帯の増加

本市のひとり親世帯は、平成17年の925世帯から平成27年には1,056世帯となっており、10年間で約100世帯増加しています。

現在、市では母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給をはじめ、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭の医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付などを実施しています。今後もひとり親世帯が抱える幅広い問題に対処するために、経済的支援だけでなく、相談支援等の充実も図っていく必要があります。

(3) 保護者の就労状況の変化を踏まえた事業展開

ニーズ調査結果から、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭の割合が平成25年度調査と比較して増加していることがわかりました。このような就労状況の変化は、保育ニーズの増大させる可能性があり、第2期計画では、第1期計画期間中の利用実績や今後の人口推計をもとに、過不足なく事業を提供できるように、適切に量を見込む必要があります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた広報啓発など、男女がともに働きながら子育てがしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

(4) 各種子育て支援の広報・啓発

子育て支援の大きな柱のひとつである地域子育て支援拠点事業の利用率は2割弱にとどまっていますが、利用希望者も3割弱みられます。また、平成25年度のニーズ調査と比較して、利用者の割合がやや低くなっていることから、今後も利用促進に向けて広報・啓発が求められます。同様に、産後ケア事業や病児・病後児保育事業などの事業も認知度が低い現状があるため、事業の充実・整備を図るとともに、利用していない人へ向けた事業の広報・啓発が求められます。

(5) 親子や子ども同士の居場所・遊び場づくりの推進

ニーズ調査では、うきは市の取組の満足度において公園や児童遊園の整備・充実や子育て世帯に配慮した公営住宅の整備といった「良好な住環境の整備」に対する満足度が相対的に低いことがわかりました。また、市に対して充実を図ってほしい支援としても、就学前児童保護者からは「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が最も多く挙がっていました。

さらに、小学生保護者では、近くに安心して遊べる場所が「ある」と回答する保護者が、平成25年度のニーズ調査と比較して減少し、遊び場としてあったらよいものとして「小学生が放課後安心して自由に話したり、ゲームなどで遊べる室内型の遊び場」の割合が増加しています。

第2期計画では、乳幼児の親子や小学生同士が集える「居場所づくり・遊び場づくり」を推進していく必要があります。

(6) 子育てに関する情報提供体制・相談体制の充実

ニーズ調査では、平成25年度調査と比較して、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、子育てに関する悩みとして「子育てに関する身体の疲れが大きい」の割合が増加しています。

働く女性が増加し、仕事と子育ての両立の困難さや子育てそのものに対する不安感・負担感が増大していますが、子育ては依然として女性が多く担っているのが現状です。

このような育児に対する不安感・負担感を軽減する方法として、地域におけるさまざまな子育て支援サービスに関する情報のさらなる提供が必要とされています。

また、市内ではさまざまな相談窓口を設置し、あらゆる相談に対応しています。しかし、アンケート調査では、子育てに関する悩みや相談先として、「保健師等、市役所の職員」「子育て支援センターの職員」といった回答は1割に満たない状況です。今後、子育て相談や情報提供に関する事業の広報・啓発や、地域で気軽に相談できる体制を強化するなど、状況に応じた相談体制づくりが求められています。



第3章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

国が示す次世代育成支援対策推進法の基本理念は、次のようになっています。

次世代育成支援対策推進法の基本理念

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭その場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

国が示す子ども・子育て支援法の基本理念は、次のようになっています。

子ども・子育て支援法の基本理念

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども、子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

このような国の「基本理念」を踏まえ、基本理念を考える上での視点を整理します。

- 本市が目指す都市将来像との整合性を図る必要があります。
- 子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者が親として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- 子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、親族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

本市においては、「次世代育成支援後期行動計画」（平成22年策定）に掲げた基本理念「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を目指して、次世代育成支援を推進してきました。

この基本理念は、うきは市の将来像を示すものとして変わりがなく、国の基本指針にも合致することから、本計画においても、この理念の趣旨を本市における総合的な子ども・子育て支援の基本的な考え方として引き継ぐこととします。

《基本理念》

あたたかい家庭と地域のふれあいの中で 子どもが健やかに育つまち

家庭や地域は次代を担う子どもの成長基盤です。この計画は、家族の絆が大切にされ、安心とゆとりを持って、子どもがすくすく育つ家庭環境と、ボランティアを含めた子育て支援のさまざまな活動を通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと健やかに育つまちの実現をその基本理念とします。

2 行動目標

計画の基本理念を実現するために、以下の6つの行動目標を定めます。

- 行動目標1 家庭・地域における子育ての支援
- 行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保
- 行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備
- 行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり
- 行動目標5 家庭と仕事の両立支援
- 行動目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

本計画の基本理念を実現するためには、家庭、地域、事業者、行政など社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという目的を共有し、子どもの育ちや子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割

子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ成長していきます。そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりを進めていくことも必要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。また、地域社会の一員として、子育て支援に関する活動に積極的に協力するなど社会的な貢献が求められています。

そのため、事業者・職場自体がこのような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図るとともに、市民・団体等の関係者と相互に連携・協働して、総合的に施策の推進に努めることが必要です。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていくことが必要です。

4 重点施策

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携により、相談窓口や支援体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

さらに近年、子どもの面前DVが子どもに精神的な恐怖感を与える心理的虐待事案や、DV被害者が自分の身を守るために、加害者の児童虐待をとめることが出来ずに事態が重篤化する事案がみられ、国では児童虐待防止対策とDV対策の連携強化を求めています。本市でも、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、学校、保育所(園)、幼稚園など関係機関と連携しながら、児童虐待防止対策とDV対策を推進していきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、母子家庭等日常生活支援事業、保育所及び学童保育所の利用に際しての配慮など各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、みんなと一緒に暮らすためには、公的なサービスの充実とともに、市民一人ひとりが障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

障がいのある子どもの健全な発達を支援するために、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供します。併せて、本人や保護者に十分な情報提供を行い、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

また、自閉症スペクトラム、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性に応じた適切な教育上必要な支援等に努め、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加ができるための必要な力を培います。併せて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があります。

多様な働き方の支援	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。
育児休業等制度の周知	企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

(5) 子どもの遊び場や交流の場の充実に向けた取組の推進 新規

子どもの健やかな育成のためには、親子の交流やふれあい、また、遊びを通じた子ども同士の交流、自然や社会とのふれあいなど豊かな体験を積み重ねることが欠かせません。

そのため、子どもがいきいきと安心して遊べる場の整備や仲間づくり、また、さまざまな体験ができる機会と場の提供を、家庭、地域、行政が協働して進める必要があります。

(6) 情報提供・相談体制の充実に向けた取組の推進 新規

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育てに関する助言や支援を得ることが難しい状況となっています。

子どもや保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業について、自由に選択ができ、円滑に利用できるような情報提供体制・利用者支援体制の整備が求められます。また、不安や悩みを抱える保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談による支援体制の充実を図る必要があります。

5 取組方針

行動目標を達成するために、以下のとおり取組方針を定めます。

うきは市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター」と、福祉事務所・学校教育課・保健課等の関係各課が連携し、各事業を推進していきます(資料編89P参照)。また、子ども達が変化の激しいこれからの社会において、確かな学力・豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育みながら「生きる力」を身につけることができるよう、うきは市教育大綱にもとづき推進していきます。

行動目標1 家庭・地域における子育ての支援

1 子育て支援体制の充実

施策	内容
子育て支援センター事業	親子で気軽に利用してもらえる場所、孤立した子育てにならないよう子どもと保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供するほか子育てサークルへの援助等を行い地域の子育て支援の充実を図ります。また、育児講座等を開催して、子どもと親がふれあいコミュニケーションを図る大切さを啓発するほか、子育てに関する意識の向上につなげます。
利用者支援事業	保護者が多様なサービスを円滑・適切に選択できるよう、子育て支援に関する情報の集約と提供、関係機関との連絡調整を行います。令和元年10月より開設した子育て世代包括支援センターをとおして切れ目のない支援に努めます。
相談体制の充実	母子保健事業で行う相談事業や学習事業、子育て支援センターで行う子育て相談等、各種相談機能の充実と連携を図り、家庭におけるさまざまな育児不安や課題を抱える親子を支援します。
子育て支援情報の充実	子育て支援情報に関するホームページ等を活用して必要な人に必要な情報を正確に伝えることができるよう周知に努めます。子育てガイドブックやサービスプランを配布して、子育て支援情報の提供を行います。
地域関連団体への支援	こども交流室の保育士による企画提案等を行い、地域において子育てを支援するほか子育てサークル等の活動を支援します。
子育て支援ネットワークの推進	民生委員・児童委員、教育機関、保育機関、ボランティア、行政等による地域子育て支援ネットワークを構築します。
民生委員・児童委員による支援	子どもや妊産婦を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員及び民生委員・児童委員と連絡調整を図ります。

2 幼児期の教育・保育サービスの充実

施策	内容
通常保育事業	保護者の申込みにより保育認定を行い保育を実施します。また、子どもの社会性や創造力・表現力など感性を育むリトミック教育を推進します。
一時預かり事業	保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的な保育ニーズに応えるため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し延長保育を実施します。希望者の利用しやすいサービスの充実に努めます。
休日保育事業	保護者が日曜・祝日の就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応して休日保育事業を実施します。
病児保育事業	子どもが病気であるために保育所等に預けられない時に病院等で保育する事業です。久留米広域連携中枢都市圏事業での取組として病児保育事業を実施していきます。
認定こども園	すべての子育て家庭に対して教育・保育サービスを提供できる施設です。地域の実情を勘案の上、普及促進を図ります。
私立幼稚園	満3歳児からの幼児教育を実施しています。幼児の発達を促す適切な教育環境の充実に努めます。
幼稚園・認定子ども園における預かり保育事業	幼稚園・認定子ども園における預かり保育の充実に努めます。

3 子どもの放課後の居場所づくりの充実

施策	内容
学童保育所運営事業	保護者が就労等により放課後留守になる家庭の小学生児童を対象に、学童保育所を実施します。必要な施設の整備、体制づくりに努めます。
新・放課後子ども総合プラン	小学校の余裕教室等を活用した、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。
読書活動の推進	木製ブックエンドの貸与事業、「おうち図書館」や市内事業所店舗における「いつでも図書館」の取り組みを通して、子どもたちの読書環境を整備し、いつでも読書ができる「家読(うちどく)」を推進します。

4 子ども・子育て世帯への経済的支援

施策	内容
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給します。
子ども医療費助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもたちが安心して必要な治療を受けられるように、医療費の助成対象拡大に努めます。
子育て用品のリサイクル事業	子育て支援センターこども交流室で、子育て用品のリサイクル情報の提供及び貸出を行います。

行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保

1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

施策	内容
母子健康手帳の交付	交付時に保健師等による保健指導を行い、妊娠・出産に関する情報提供や不安の軽減を図ります。
正しい知識の普及・啓発	母親学級を開催し、妊婦自らが母体及び胎児の健康管理を行えるよう支援します。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する補助を実施します。治療や安静が必要な妊婦の状況を把握し、訪問指導等を実施します。また、妊婦が産科を受診しやすいよう体制づくりを検討します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。
不妊治療への支援	県の不妊治療助成制度の周知、利用の促進に努めます。
子育て相談事業	気軽に相談できる体制充実と適切な指導・助言を行います。
ブック・スタート事業	絵本を介して親子のふれあいの時間を持ってもらうため、絵本をプレゼントして保護者に絵本の読み方等を説明します。
産婦健康診査事業	産後2週間・1か月に、母子に対して実施します。心身の不調を早期に発見し、支援が必要な場合は対応します。
妊婦歯科健康診査事業	安全、安心な出産を支援するために、妊娠中の母親に対して、歯科健診を実施します。
産後ケア事業	生後4か月未満の母子を対象に、産科医療機関等にてケアや相談等を行います。日帰りと宿泊があり、育児に不安がある方を支援します。

施策	内容
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの支援がとぎれることなくできるよう、専門のスタッフを配置し、相談・助言・情報提供、支援プランの策定、関係機関との連携を図ります。

2 子どもや母親の健康づくり

施策	内容
乳幼児健康診査の充実	先天異常などの疾病や心身障がいを早期に発見するとともに、未受診児の把握に努め適切な保健指導を行います。
生活習慣病予防の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。
食育の推進	食物の生命と労働の価値を学ぶ「食・農教育」を進めます。健康で安全な給食の確立と地産地消の拡大を進めます。
予防接種の推進	感染症から子どもを守り安心して子育てをすることができるように、他の自治体に先がけておこなっている任意予防接種について更にあり方を検討します。
歯の健康づくりの充実	1歳半から3歳までの乳幼児健診時に4回のフッ素塗布を行うとともに、集団・個別指導を充実して虫歯罹患率の低下に努めます。
健診後フォローの充実	発達等で経過観察の必要のある子どもや、育児面で不安や心配のある親子を対象に療育指導教室等の充実を図ります。
子どもの病気に対する相談支援の充実	久留米広域実施の小児救急センター及び電話相談体制について周知を図るとともに、子どもの病気やケガの対応方法の普及・啓発に努めます。

行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備

1 信頼される学校づくり

施策	内容
教育内容の充実	創意工夫を活かした各学校の特色ある教育活動を進め、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育内容の充実に努めるとともに、情報化に対応したICT教育の推進に努めます。
地域に開かれた学校づくりの推進	地域の人材を活用した教育活動を進め、うきは市寺子屋事業など家庭や地域との連携協力による自主・自立的な学校運営を進めます。
豊かな心を育む教育の推進	職場体験や宿泊研修などの体験活動を活かした道徳教育・キャリア教育の推進に努めます。
図書館利用の促進	学校図書館と市立図書館の有効な活用を促進し、図書館機能の充実に努め、読書に親しむ環境づくりを進めます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

施策	内容
いじめの解消	いじめ防止基本方針に基づき、誰もがいきいきと過ごせる学校を目指します。
不登校児童生徒への対応の充実	不登校や引きこもりの状態にある子ども達を支援するため、学校をはじめ不登校児童生徒適応教室や不登校・引きこもり対策相談支援事業、教育相談員が連携しながら対応します。
カウンセリング機能の充実	不登校や問題行動等の学校への不適應状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うためスクールカウンセラーを配置します。

2 子どもの生きる力の育成

施策	内容
子ども会活動の支援	学年を超えた子ども達が各種行事に参加しながら、遊びや交流を楽しむ力を育む子ども会活動の支援に努めます。
地域へ愛着を高める活動の促進	青少年が郷土を愛し心豊かでたくましく生きる力を持った子どもに育つよう、市内外の自然や歴史、文化に触れる体験活動を実施します。
豊かな心の育成	生命の尊さを学び、思いやりの心を育む体験学習やうきは市民大学事業を実施します。また、親子のふれあいの場所として、るり色ふるさと館やうきは市民センター3階施設の利活用の周知に努めます。
健やかな体の育成	体力向上を図る取組や健康教育、食育を推進して子どもの健やかな成長を支援します。
情報の活用に関する教育の推進	情報及び情報媒体を適切かつ効果的に活用する能力を育成します。また、子どもの情報メディア活用時の危険性に関する保護者への啓発も推進していきます。

3 思春期保健対策の充実

施策	内容
思春期保健体制の充実	思春期に性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。
思春期相談の充実	思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対する相談体制の充実に努めます。

行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり

1 良好な住環境の充実

施策	内容
公園整備の推進	子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や子ども遊園の充実に努めるとともに、親子でふれあう場の設置を検討します。
住環境の充実	自然環境が豊かである本市において、快適な生活環境を確保し、安全性・快適性に配慮した住環境の充実に努めていきます。

2 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

施策	内容
防犯対策の推進	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって犯罪の発生を減らす取組を推進します。
「子ども110番の家」の登録推進	緊急時に児童・生徒が避難できる「子ども110番の家」の登録をPTAと連携して推進し、子どもたちの身の安全の確保に努めます。

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策	内容
安全な通学路の確保	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、子どもやドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。
安全な道路環境の整備	通学路安全推進会議を活用し、ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。

行動目標5 家庭と仕事の両立支援

1 「仕事と生活の調和」の実現

施策	内容
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業者、地域住民等への意識啓発活動を強化します。
男女共同参画意識の啓発	男女が共に個性と能力を発揮いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発活動を強化します。
男性の家事・育児への参加促進	家事・育児等は家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、男性の家事・育児への参画を促進します。

行動目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

施策	内容
児童虐待の予防及び早期発見	自分の行為が虐待ではないかと悩む親や、虐待を見たり聞いた人が早期に相談・通報できる身近な相談体制を整備します。児童虐待に関する理解を深めるため予防・早期発見・相談につながる広報啓発活動を実施し、相談支援体制の充実を図ります。
家庭児童相談員設置	子どもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行い、要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。家庭児童相談員を中心にさまざまな問題・課題を抱える家庭に対して問題が重篤化することを未然に防ぐことができるよう相談支援に努めていきます。
児童虐待防止体制の充実	医療・保健・福祉・教育・警察他関係機関で組織する要保護児童地域対策協議会の機能充実を図り、組織的かつ専門的な対応に努めます。また、保護者間の家庭内暴力（DV）が子どもの心理的・身体的な虐待につながるケースがあることから、うきは市男女共同参画センター等と連携した児童虐待防止に努めます。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により特に養育支援が必要と思われる家庭を訪問して、相談、指導、助言などを行います。
産後ケア事業(再掲)	生後4か月未満の母子を対象に、産科医療機関等にてケアや相談等を行います。日帰りと宿泊があり、育児に不安がある方を支援します。
子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠期から子育て期にわたるまでの支援がとぎれることなくできるよう、専門のスタッフを配置し、相談・助言・情報提供、支援プランの策定、関係機関との連携を図ります。
子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務の実施を検討します。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

施策	内容
児童扶養手当	18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。（所得制限あり）
母子家庭等日常生活支援事業	一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣します。支援が必要なひとり親家庭等に対して安心して子育てができるよう生活を整えるため、必要な時に必要なサービスが適切に利用できるよう支援します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。
母子家庭等高等技能訓練促進給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間(36ヶ月上限)に毎月訓練促進費を、また終了後には終了支援金を支給します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母、父またはその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成します。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。
ひとり親家庭等の医療費助成	母子家庭や父子家庭の医療費の助成を行います。

3 障がい者施策の充実

施策	内容
療育体制の整備・充実	療育相談、療育指導、各種専門療法、リハビリテーションなどのサービスが身近に利用できるよう、療育体制の整備・充実を図ります。療育に関する相談対応のなかで、必要なサービスの適切な利用につなぐため関係機関と連携しながら支援に努めます。
保育・教育の充実	一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等に努めます。
特別支援教育の推進	身体・知的障がい、自閉症、発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。

施策	内容
保育所等巡回支援事業	保育所（園）、幼稚園、子育て支援センターこども交流室、認定子ども園等を専門員が訪問し、集団生活に課題を抱える児本人が集団生活に適応できるように支援します。
乳幼児健診等療育事業	1歳6ヶ月児健診時・3歳児健診時・月1回のすくすく発達相談時に発達等に関する相談を行い、必要に応じて療育指導等につなぎ親子を支援します。
放課後等デイサービス事業	障がいのある児童・生徒の居場所づくりのため、特別支援学校等の放課後や長期休業期間などに活動できる場の確保を図ります。また必要に応じて送迎等の支援の充実を図ります。
特別児童扶養手当	20歳未満で心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父または母等に支給します。 (所得制限あり)



第4章

事業計画

第4章 事業計画

1 量の見込みの考え方

(1) 人口の推移

平成26年～30年の1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、平成31年～令和6年の児童人口を推計しました。

【推計方法詳細】

- 平成26年から平成30年（各年4月1日現在）の5年間の住民基本台帳年齢別人口を基に、コーホート変化率法で算出。
- 「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

■ 推計児童人口 ■

（単位：人）

	実測値	推計値					
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	196	191	181	174	166	158	150
1歳	209	200	195	185	178	170	162
2歳	214	208	199	194	184	177	169
3歳	245	214	208	199	194	184	177
4歳	261	247	216	210	201	196	186
5歳	246	265	251	219	213	204	199
就学前	1,371	1,325	1,250	1,181	1,136	1,089	1,043
6歳	245	247	266	252	219	213	204
7歳	269	243	245	264	250	217	211
8歳	247	269	243	245	264	250	217
9歳	292	246	268	242	244	263	249
10歳	250	292	246	268	242	244	263
11歳	268	248	290	244	266	240	242
小学生	1,571	1,545	1,558	1,515	1,485	1,427	1,386
合計	2,942	2,870	2,808	2,696	2,621	2,516	2,429

(2) 家庭類型

量の見込みの算出にあたっては、ニーズ調査の結果から対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下の8種類に類型化しました。

なお、計画では「潜在的ニーズを含めて量の見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」ことが求められていることから、現在の家庭類型と今後の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布を算出しました。

■ 家庭類型の種類 ■

タイプ	父母の有無と就労状況	認定区分等
A	ひとり親家族 (母子または父子家庭)	●保育認定 (2号、 3号)
B	フルタイム×フルタイム 共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)	
C	フルタイム×パートタイム 共働き家庭 (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
C'	フルタイム×パートタイム 共働き家庭 (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	●教育標準 時間認定 (1号)
D	専業主婦・夫家庭	
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	
F	無業+無業	

■ 年齢別に見た家庭類型【現状】 ■

タイプ	A	B	C	C'	D	E	E'	F	合計
0歳～就学前	8.8%	41.4%	22.1%	6.3%	20.1%	0.5%	0.2%	0.7%	100%
0歳	1.6%	40.8%	17.4%	3.8%	35.3%	0.0%	0.0%	1.1%	100%
1・2歳	9.1%	35.2%	26.7%	8.5%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
3歳以上	14.2%	46.6%	22.4%	6.5%	7.8%	1.3%	0.4%	0.9%	100%

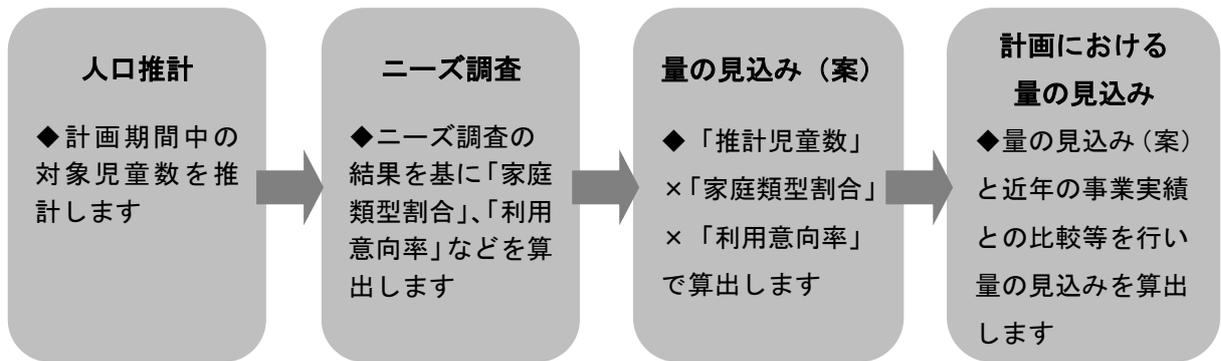


■ 年齢別に見た家庭類型【潜在】 ■

タイプ	A	B	C	C'	D	E	E'	F	合計
0歳～就学前	8.8%	47.6%	24.0%	10.1%	8.8%	0.5%	0.0%	0.2%	100%
0歳	1.6%	50.5%	24.5%	9.2%	14.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
1・2歳	9.1%	40.3%	28.4%	13.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
3歳以上	14.2%	50.9%	20.3%	8.6%	4.3%	1.3%	0.0%	0.4%	100%

(3) 量の見込みの算出方法

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、「人口推計」や「ニーズ調査の結果」から算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い、事業計画において必要な「量の見込み」を算出します。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 区域の設定

「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定します。「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案して定めることになっています。

(2) 本市における区域の設定

子育て支援サービスを受ける場合、自宅近くの場所を選択する傾向は強いものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、祖父母宅や職場の近くのサービス提供施設を希望する傾向も多くみられます。

そのため、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、うきは市全域を1区域に設定します。

3 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の状況

【保育所】

- 市内の保育所及び認定こども園は、吉井町域 4 か所に対して浮羽町域には 10 か所（へき地保育所 2 か所含む）あり、定員を大きく下回っている保育所も多かったことから、浮羽町域の公立保育所の統廃合が合併時からの大きな課題になっていました。そこで、市では「うきは市幼児保育を考える審議会」の答申等を受けて、現在統廃合の取組を進めてきました。
- 平成 25 年度はへき地保育所の妹川保育所と新川保育所を休止した上で、平成 25 年度末には小塩保育所と山北保育所を含む計 4 か所を廃止しました。
- 平成 27 年度末には、朝田保育所と千足保育所の 2 園を廃止して、これに代わり平成 28 年 4 月から新たにうきは幸輪保育園が開設されました。
- 平成 31 年 4 月には、若葉保育園を民間移譲し、公立保育所の民営化を実施しました。今後も、公立保育園の民営化を進めていきます。

【幼稚園・認定こども園】

- 市内には吉井幼稚園（定員 150 人）と幼保連携型認定こども園の遊林愛児園（教育時間定員 30 人）の 2 か所があります。共働き世帯の増加により、どちらも定員を下回った状態が続いています。

■ 在籍児童数の推移 ■（保育所 年度末児童数） （単位：人）

校区	保育所	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
吉井	（公立）若葉保育園	188	183	191	175	160
千年	（公立）千年保育園	106	104	100	90	91
福富	（公立）千草保育園	87	94	103	106	111
江南	（公立）いずみ保育園	81	90	93	84	79
御幸	（公立）朝田保育所	101	廃止	廃止	廃止	廃止
御幸	（公立）千足保育所	68	廃止	廃止	廃止	廃止
御幸	（公立）浮羽保育所	59	55	56	75	75
御幸	（私立）御幸保育園	26	21	17	休園	休園
御幸	（私立）うきは幸輪保育園	未開園	168	171	167	162
大石	（私立）認定こども園遊林愛児園	107	90	91	95	83
山春	（公立）山春保育園	51	42	47	51	57
市外	広域児童数	8	7	6	18	15
在籍児童数		882	854	875	861	833

※令和元年度は 11 月末日現在の入所児童数

■ 在籍児童数の推移 ■ (幼稚園 年度末児童数) (単位：人)

幼稚園	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
吉井幼稚園	116	129	133	119	128
認定子ども園遊林愛児園 (教育時間)	14	24	25	29	27 (11月末現在)
在籍児童数	130	153	158	148	155

※吉井幼稚園は各年5月1日現在

■ 年齢別在籍児童数 (令和元年度) ■ ※11月現在 (単位：人)

校区	保育所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
吉井	若葉保育園	17	30	20	32	31	30	160	170
千年	千年保育園	0	11	14	13	27	26	91	90
福富	千草保育園	5	13	14	23	23	33	111	100
江南	いずみ保育園	5	5	17	15	18	19	79	90
御幸	浮羽保育所	3	6	9	19	18	20	75	60
御幸	うきは幸輪保育園	10	29	18	34	38	33	162	170
大石	認定こども園遊林愛児園	7	4	21	14	22	15	83	90
山春	山春保育所	6	4	7	12	15	13	57	45
市外	広域入所	0	2	2	3	3	5	15	
合計		53	104	122	165	195	194	833	815

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
吉井幼稚園 ※5月現在				38	40	50	128	150
認定子ども園遊林愛児園 (教育時間) ※11月現在				7	10	10	27	30
合計	0	0	0	45	50	60	155	180

■ 保育所入所児童の月別推移（平成30年度） ■

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	19	29	35	39	43	47	51	52	56	56	58	58
1歳	91	94	97	98	97	97	98	95	95	92	92	92
2歳	139	139	139	139	138	139	138	136	137	136	136	137
3歳	180	182	183	184	183	182	182	182	183	181	180	179
4歳	192	192	193	193	191	190	190	190	190	191	191	190
5歳	201	201	201	201	201	201	202	203	204	204	204	205
合計	822	837	848	854	853	856	861	858	865	860	861	861

※遊林 1号認定除く

（2）教育・保育施設の充実

①認定区分と利用施設

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が基準に基づき保育の必要性の有無を認定した上で、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用する仕組みになります。認定は、次の1～3号の区分で行われます。

■ 認定区分と利用できる施設・事業 ■

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性の要件	施設・事業
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園（特定教育・保育施設）、 確認を受けない幼稚園
	2号	3～5歳	あり （教育を希望）	幼稚園・認定こども園（特定教育・保育施設）、 確認を受けない幼稚園
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）
	3号	0～2歳	あり	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）、 特定地域型保育事業

特定教育・保育施設とは、保育所や認定こども園、及び幼稚園が子ども・子育て支援新制度による市の確認を受けて新制度に移行したものをいいます。

特定地域型保育事業とは、届出保育施設等が子ども・子育て支援新制度による市の認可・確認を受けて地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）を行うものをいいます。

なお、幼稚園が特定教育・保育施設に、届出保育施設等が特定地域型保育事業になるかどうかは事業者の任意となっています。

②需要量と確保の方策

令和2年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望・保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
量の見込み①		138人	591人	74人	257人
確保方策	特定教育・保育施設※1	135人	587人	72人	256人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人
	市内で確保	135人	587人	72人	256人
	他市町村で確保	3人	4人	2人	1人
	合計②	138人	591人	74人	257人
	②-①=	0人	0人	0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和3年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望・保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
量の見込み①		129人	550人	72人	247人
確保方策	特定教育・保育施設※1	126人	546人	70人	246人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人
	市内で確保	126人	546人	70人	246人
	他市町村で確保	3人	4人	2人	1人
	合計②	129人	550人	72人	247人
	②-①=	0人	0人	0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

第4章 事業計画

令和4年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望・保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
量の見込み①		125人	533人	68人	236人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	122人	529人	66人	235人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人
	市内で確保	122人	529人	66人	235人
	他市町村で確保	3人	4人	2人	1人
	合計②	125人	533人	68人	236人
	②-①=	0人	0人	0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和5年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望・保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
量の見込み①		120人	511人	65人	226人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	117人	508人	63人	225人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人
	市内で確保	117人	508人	63人	225人
	他市町村で確保	3人	3人	2人	1人
	合計②	120人	511人	65人	226人
	②-①=	0人	0人	0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和6年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望・保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
量の見込み①		114人	492人	62人	216人
確保 方策	特定教育・保育施設※1	112人	489人	61人	215人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人
	市内で確保	112人	489人	61人	215人
	他市町村で確保	2人	3人	1人	1人
	合計②	114人	492人	62人	216人
	②－①＝	0人	0人	0人	0人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

③確保方策の考え方

1号認定・2号認定・3号認定いずれも受け入れ可能見込み数の範囲内に収まる見込みです。今後も供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

今後の児童人口推計値が減少傾向にあるため、全体的なニーズ量は減少していく見込みではあるものの、保育士不足は今後も課題のひとつであり、引き続き、効率的で安定的な保育所運営を推進する必要があります。そのため、今後もニーズ量の変化に応じて、更なる保育所の統廃合と民営化を進めることが必要です。

(3) 教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

(4) 教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、福岡県と連携した対応を行うなど、円滑な制度の実施に向けた取組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ③一時預かり事業
- ④時間外保育事業（延長保育）
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑦妊婦健康診査
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業・その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑪利用者支援事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業の概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を実施する事業です。

本市の現状

市内2か所で地域子育て支援センターを開設しています。

名称(実施場所)	子育て相談	その他実施行事等
こども交流室 (うきは市総合福祉センター2階)	月～金曜日及び第1土曜日 9時～17時	リサイクル用品の貸出、育児サークル支援、たんぽぽ交流室、育児講座 他
遊林ランド (認定こども園遊林愛児園 隣)	毎日 9時～17時	プレママ・パパ体験、満1歳を祝おう！誕生会・子育て懇談会他

(年間延べ利用者数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
こども交流室	6,741人回	6,148人回	5,513人回
遊林ランド	5,812人回	5,304人回	4,954人回

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,655人回	11,209人回	10,702人回	10,236人回	9,749人回
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

確保の方策

現状を継続します。

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰もがいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。併せて、必要な人に情報が届くように情報発信力の向上に努めます。

②子育て援助活動支援事業（就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（みまもり会員）との相互援助活動を行う事業です。（ここでは小学生が対象）。

本市の現状

久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町は、都市機能や生活機能の強化のため、連携・役割分担を行う「久留米広域連携中枢都市圏」を形成しています。その取組により、平成23年4月から「ファミリー・サポート・センターくるめ」の広域利用が可能となっています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数	8件	15件	30件
会員数	62人	64人	60人

量の見込み

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	108人日	109人日	105人日	98人日	91人日
②確保方策	108人日	109人日	105人日	98人日	91人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11人日	11人日	11人日	10人日	10人日
②確保方策	11人日	11人日	11人日	10人日	10人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保の方策

現状を継続します。

本市では、同様の事業を子育てサポートグループ「菜の花」やシルバー人材センター等で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業については、現状を維持し、啓発活動による会員の確保や援助会員のレベルアップのための研修充実の取組を支援します。

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業の概要

幼稚園における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業です。

本市の現状

市内の幼稚園は吉井幼稚園 1 か所です。一時預かり事業を実施しています。

（年間延べ利用者数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
吉井幼稚園	5,000 人	6,015 人	5,693 人

量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	6,269 人日	5,833 人日	5,647 人日	5,424 人日	5,220 人日
1号認定	407 人日	379 人日	367 人日	352 人日	339 人日
2号認定 （幼稚園希望）	5,862 人日	5,454 人日	5,280 人日	5,072 人日	4,881 人日
②確保方策	6,269 人日	5,833 人日	5,647 人日	5,424 人日	5,220 人日
②-①=	0 人日				

確保の方策

今後とも利用者のニーズに対応できるよう、事業者と調整して適切な提供体制の確保に努めます。

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業の概要

【一時預かり事業】

保護者の不規則な就労や病気等の理由により家庭での保育ができない場合に、認定こども園や保育所で一時的な保育を行う事業です。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】

②の子育て援助活動支援事業に同じです。（ここでは乳幼児が対象）。

本市の現状

【一時預かり事業】

（年間延べ利用者数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
若葉保育園	990人	630人	897人
遊林愛児園	169人	150人	18人
合計	1,159人	780人	915人

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターくるめ）】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数	8件	1件	0件
会員数	62人	64人	60人

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	988人日	985人日	976人日	967人日	954人日
②確保方策	988人日	985人日	976人日	967人日	954人日
保育所及び認定 こども園	900人日	900人日	895人日	890人日	880人日
ファミリー・サポ ート・センター	88人日	85人日	81人日	77人日	74人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保の方策

認可保育所等と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での就学前児童の預かりについては、受託事業者との連携により、会員数、活動数の増加と事業内容の拡充を図ります。

④時間外保育事業（延長保育）

事業の概要

保育の認定を受けた子どもの通常の利用日及び時間以外に、認定こども園や保育所等で保育を行う事業です。

本市の現状

認定こども園と保育所の計 3 か所で、通常の開所時間（11 時間）を延長して保育（延長保育事業）を実施しています。

（利用実人数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
若葉保育園	61 人	58 人	47 人
遊林愛児園	25 人	25 人	24 人
うきは幸輪保育園	96 人	111 人	101 人
合計	182 人	194 人	172 人

量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	224 人	221 人	203 人	195 人	187 人
②確保方策	224 人	221 人	203 人	195 人	187 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保の方策

国が推進する「働き方改革」により、長時間労働が抑制される傾向にある一方で、全国的に女性の就業率が高まっている傾向にあることも踏まえ、今後も継続したニーズが見込まれます。事業者と調整し、制度の更なる充実や人材の確保に努めます。

⑤病児・病後児保育

事業の概要

病中または病気の回復期で集団保育が困難な児童に対して、医療機関や保育所などに付設された専用のスペース等において保育を行う事業です。

本市の現状

本市には病児・病後児保育を実施できる施設はありません。しかし、久留米広域連携中枢都市圏の協定により、久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」及び久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」、聖マリア病院内「マリアン・キッズ・ハウス」、田主丸中央病院内「たのっしーランド」の広域利用が可能になっています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用児童数	1人	34人	22人

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	118人日	112人日	108人日	103人日	99人日
②確保方策	118人日	112人日	108人日	103人日	99人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保の方策

ニーズに対しては、現在の供給体制で対応可能と見込まれますが、事業の性質上、利用者数は時季変動が大きく、流行性疾患による影響を受けやすいため、ニーズの予測は難しいのが現状です。そのため、キャンセル率も踏まえながら、ニーズに適切に対応できる供給体制の確保に取り組めます。

⑥放課後児童健全育成事業（学童保育所）

事業の概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本市の現状

市内には8か所の学童があり、平成30年度から民間委託を希望した吉井、千年、御幸学童の3学童を生活協同組合Fコープへ業務を委託しています。

【登録者数】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生	97人	106人	110人
2年生	94人	84人	108人
3年生	77人	55人	74人
4年生	32人	51人	43人
5年生	35人	14人	17人
6年生	13人	15人	9人
合計	348人	325人	361人

【平成30年度平日登録者数】

（単位：人）

名称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
吉井学童保育所	22 (2)	16 (1)	10 (2)	11 (6)	1 (0)	5 (1)	65 (12)
千年学童保育所	19 (3)	16 (2)	4 (1)	11 (7)	1 (1)	1 (0)	52 (14)
福富学童保育所	17 (4)	13 (1)	6 (1)	5 (2)	4 (2)	2 (1)	47 (11)
江南学童保育所	17 (0)	6 (0)	2 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	31 (0)
御幸学童保育所	6 (1)	14 (0)	10 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	35 (2)
大石学童保育所	6 (3)	3 (2)	5 (0)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	21 (12)
妹川学童保育所	2 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	12 (0)
遊林学童保育所	17 (1)	15 (1)	17 (2)	12 (9)	1 (0)	0 (0)	62 (13)
合計	106 (14)	84 (7)	55 (7)	51 (25)	14 (8)	15 (3)	325 (64)

※（ ）内は長期休暇等限定登録者数

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	128人	130人	125人	116人	108人
2年生	114人	115人	110人	102人	95人
3年生	85人	86人	83人	77人	71人
4年生	50人	47人	47人	47人	47人
5年生	27人	25人	25人	25人	25人
6年生	13人	12人	12人	12人	12人
①量の見込み	417人	415人	402人	379人	358人
②確保方策	417人	415人	402人	379人	358人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保の方策

民間活力の導入も視野に入れ、供給体制の確保に取り組みます。

放課後や長期休暇期間における安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、小学校との連携を密にして計画的な施設整備を行うとともに、支援員の人材確保・育成に努めます。また、運営のあり方についても保護者会や支援員会と協議して、安定的な運営の推進に努めます。



⑦妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市の現状

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券（合計 14 回分）を交付しています。補助券は福岡県・大分県・佐賀県の医療機関及び福岡県助産師会加盟の助産所で使用できます。里帰り出産などの理由で補助券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行っています。

検査項目：妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期：【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

◆妊娠初期より妊娠 23 週(第6月末)まで：4週間に1回

◆妊娠 24 週(第7月)より妊娠 35 週(第9月末)まで：2週間に1回

◆妊娠 36 週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14 回程度になります。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数	201 人	195 人	171 人
受診件数	2,469 件	2,467 件	2,151 件

量の見込み

【人数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	181 人	174 人	166 人	158 人	150 人
②確保方策	181 人	174 人	166 人	158 人	150 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【回数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,534 回	2,436 回	2,324 回	2,212 回	2,100 回
②確保方策	2,534 回	2,436 回	2,324 回	2,212 回	2,100 回
②-①=	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

確保の方策

現状を継続します。

安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供及び乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握、育児に関する相談・助言などを行う事業です。

本市の現状

助産師1名で全戸訪問しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭訪問件数	220件	216件	187件

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	181人	174人	166人	158人	150人
②確保方策	181人	174人	166人	158人	150人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保の方策

現状を継続します。

乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業等により特に養育支援が必要と思われる家庭を訪問し、養育が適切に行われるための相談、指導、助言などを行う事業です。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

子どもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行うことで、要保護児童等の早期発見、早期対応、再発防止につなげる事業です。

本市の現状

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業を行う助産師 1 名が訪問しています

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

家庭児童相談員 2 名を配置して、要保護児童等の相談・支援業務を行っています。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問回数	31 回	23 回	23 回
ケース検討会議件数	38 件	25 件	32 件

量の見込み

【養育支援訪問事業】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	23 人				
②確保方策	23 人				
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保の方策

現状を継続します。

養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、関係機関と綿密に連携し、早急な対応に努めます。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者の疾病などにより家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

本市の現状

本市には児童養護施設等がないため、久留米児童相談所に保護をお願いするなどしなければなりませんでしたが、対応の充実を図るため今年度より事業を実施します。

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保の方策

児童相談所の一時保護で対応できないケース等も含めて、市外の児童養護施設等との委託契約により事業を実施します。

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされてきていることから、状況の変化に対応して必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑪利用者支援事業（基本型・母子保健型）

事業の概要

教育・保育・保健その他の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の集約や提供を行うとともに、相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

本市の現状

市役所の子育て支援担当と子育て世代包括支援センターが連携し、教育・保育・保健その他の子育て支援に関して、必要なサービスを円滑に利用できるよう情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関と連絡をとりながら利用者支援を行っています。

量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①＝	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

確保の方策

市役所の子育て支援担当と子育て世代包括支援センターおよび関係機関との連携を密にして情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育・保健その他の子育て支援事業を利用できるよう切れ目のない支援に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

基本的考え

今後国が示す事業内容・給付条件の詳細、市の財政負担、事業効果等を考慮して実施の必要性を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

基本的考え

当該サービスの需給状況、今後国が示す事業内容の詳細、事業効果等を考慮して実施の必要性を検討します。



第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進および進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

2 計画の推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、福祉事務所が主管となり関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携しつつ、各種施策の充実を図ります。

3 計画の成果指標

本計画の進捗状況を把握するために、うきは市独自の成果指標を以下のように定めます。

事業名	成果指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
子育て支援センター事業	実施箇所数、 年間利用者数	2箇所、 10,469人	2箇所、 延べ9,000人以上
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	年間延べ利用者数	5,693人	5,220人
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)	年間延べ利用者数	915人	880人
延長保育事業	年間利用者実人数	172人	187人
読書活動の推進	0～15才(中学生)までの 図書館利用カード登録者 における利用割合	34%	35%

第5章 計画の推進体制

事業名	成果指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
子育て用品のリサイクル事業	子育て用品リサイクル利用件数	延べ231件	延べ200件以上
子育て世代包括支援センター	相談件数	未実施	120件
乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率	4か月児健診 100% 7か月児健診 97.8% 10か月児健診 98.0% 12か月児健診 98.5% 1歳6か月児健診 99.0% 3歳児健診 98.2%	各健診の受診率 100%
カウンセリング機能の充実	教育相談員の配置	1名	1名
子ども会活動の支援	子ども会等指導者講習会開催地区数	2地区	2地区
地域へ愛着を高める活動の促進	市民大学子ども未来学部体験学習実施数	3件	3件
男性の家事・育児への参加促進	市民対象講演会(講座)等の男性参加者割合	26%	35%
保育所等巡回支援事業	専門員巡回回数 保育所等巡回支援指導員	巡回4/年 未実施	巡回4/年 巡回12/年
乳幼児健診等療育事業	発達等相談回数 療育指導教室	24回/年 20回/年	24回/年 20回/年

資料編

1 子育て世代包括支援センター『うきくる』の概要

うきは市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター」と、福祉事務所・学校教育課・保健課等の関係各課が連携し、各事業を推進していきます。

【子育て世代包括支援センター『うきくる』の概要】



子育ての不安はありませんか？
頑張りすぎていませんか？
心に秘めた悩み、ささいなことでもかまいません。
お気軽にご相談ください。

◆開設時間◆平日 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始休み)

◆場 所◆うきは市役所西別館 保健課内



問い合わせ先

うきは市子育て世代包括支援センター

(うきは市役所西別館 保健課内)

☎0943-75-4960 FAX0943-75-4963

✉hoken@city.ukiha.lg.jp

うきは市子育て世代包括支援センター

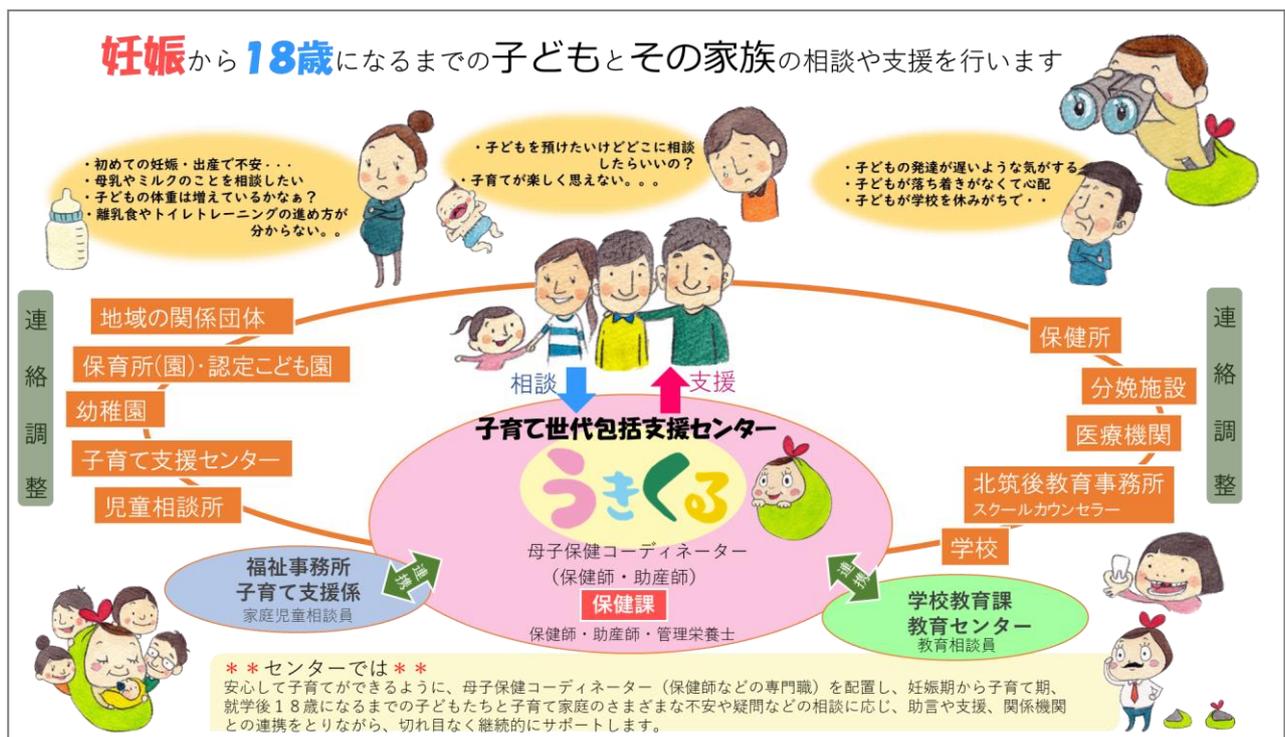



イメージキャラクター「うきくる」

うきは市子育て世代包括支援センター の由来

うきは市をまるごと包括（インクルード）して子育てをサポートします。
「くる」には**くるむ（包む）
センターに「来る・来んね」という意味を含んでいます。

子育て世代を応援するセンターを目指します！



2 うきは市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 21 日 条例第 22 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、うきは市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務をつかさどる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員が招集に応じて出務したときの報酬及び費用弁償は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 46 号）に定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

3 うきは市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	所属等	備考
1	安元 ひろみ	民生委員・児童委員代表	
2	柳瀬 浩三	小学校校長会代表	
3	重岡 晴久	幼稚園代表	
4	處 愛美	教育委員会代表	
5	組坂 春美	学童保育所代表	
6	熊谷 千代美	子育てグループ代表	
7	堀江 元子	うきは市保育協会代表	副会長
8	江藤 妙子	うきは市保育協会代表	
9	佐藤 智水	子育て支援センター代表	会長
10	内藤 直子	子育て支援センター代表	
11	田中 辰也	事業者代表	
12	藤川 由美	公募委員	
13	香月 祥宏	公募委員	

4 うきは市子ども・子育て支援事業計画策定経過の概要

期 日	主 な 内 容	
平成31年 1月16日	平成30年度 第1回 子ども・子育て会議	(1) うきは市子ども・子育て支援に関する ニーズ調査について
平成31年 2月8日 ～3月11日	子ども・子育て支援に関する ニーズ調査	(1) 調査対象者 うきは市に居住する就学前児童・小学校児童の保護者 (2) 調査対象者数 ①乳幼児保護者 1,033人 ②小学校児童保護者 726人
平成31年 3月28日	平成30年度 第2回 子ども・子育て会議	(1) うきは市子ども・子育て支援に関する ニーズ調査概要報告
令和元年 7月29日	令和元年度 第1回 子ども・子育て会議	(1) 平成30年度事業実績報告について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 10月29日	令和元年度 第2回 子ども・子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 第3章「子ども・子育て支援の基本的な考え方」について
令和元年 11月26日	令和元年度 第3回 子ども・子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 第4章「事業計画」について
令和元年 12月20日	令和元年度 第4回 子ども・子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 第5章「計画の推進体制」について (2) 計画（素案）に関するパブリックコメント（募集）について
令和2年 2月20日	令和元年度 第5回 子ども・子育て会議	(1) 計画（素案）に関するパブリックコメント（結果）について

5 子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
妊娠したら		
母子健康手帳の交付	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75 - 4960
妊婦健康診査		
カンガルースクール(母親学級)		
出産育児一時金	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75 - 4973
子どもが生まれたら		
出生届	(市) 市民生活課 住民係	☎75 - 4972
	(市) 浮羽市民課 福祉係	☎77 - 2112
子ども医療費支給制度	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎75 - 4973
児童手当	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75 - 4961
赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎75 - 4960
モグモグスクール(離乳食教室)		
産後のボディケア教室		
ママと赤ちゃんの相談事業		
定期的予防接種		
夜間小児救急医療	夜間小児救急医療電話相談窓口 久留米広域小児救急センター (聖マリア病院内)	☎#8000 又は ☎0942-37-6116
子どもと遊ぶ		
地域子育て支援センター	こども交流室(吉井町 347-1)	☎75 - 5530
	遊林ランド(浮羽町高見 679-2)	☎77 - 4336
子育てサークル	ちびっこ広場(うきは市社会福祉協議会)	☎76 - 3977
	ぴよぴよくらぶ(吉井幼稚園)	☎75 - 3281
保育所園庭開放	各保育所にお問い合わせください	
市内の公園	(市) 住環境建設課 建設管理係	☎75 - 4983
子ども遊園(竹永・高橋・若宮)	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎75 - 4961
子どもを預ける		
保育所	(市) 福祉事務所 保育所係	☎75 - 4961
市立	千年保育園(吉井町千年 236-5)	☎75 - 2863
市立	千草保育園(吉井町福益 246-3)	☎75 - 2212
市立	いずみ保育園(吉井町江南 85-3)	☎75 - 2520
市立	山春保育所(浮羽町山北 941-2)	☎77 - 2824
市立	浮羽保育所(浮羽町流川 242-3)	☎77 - 2344

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
子どもを預ける		
私立	うきは幸輪保育園（浮羽町朝田277-1）	☎77-8877
私立	認定こども園遊林愛児園（浮羽町高見679-2）	☎77-4336
私立	若葉保育園（吉井町692-1）	☎75-2836
幼稚園	学校法人 吉井幼稚園（吉井町1085-1）	☎75-3281
保育所の一時預かり	若葉保育園（吉井町692-1）	☎75-2836
	遊林愛児園（浮羽町高見679-2）	☎77-4336
保護者の用事・リフレッシュ時等に預かり	ファミリー・サポート・センターくるめ	☎0942-37-8888
	うきは子育てサポート菜の花	☎090-5926-3923
託児、家事支援	市シルバー人材センター	☎75-5544
病児保育	久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」	☎0942-22-6621
	久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」	☎0942-31-7988
	聖マリア病院内「マリアン・キッズ・ハウス」	☎0942-34-3165
	田主丸中央病院内「たのっしーランド」	☎080-1790-2460
発達障がい・障がい児支援事業	久留米市子ども未来部幼児教育研究所	☎0942-35-3812
小学校のこと		
就学援助制度、通級指導教室等	（市）学校教育課 学事係	☎75-4950
学童保育所	（市）福祉事務所 保育所係	☎75-4961
	吉井学童保育所	☎76-5425
	千年学童保育所	☎76-5900
	福富学童保育所	☎76-4888
	江南学童保育所	☎75-5160
	御幸学童保育所	☎77-8791
	大石学童保育所	☎77-5432
	妹川学童保育所	☎77-4556
	遊林学童保育所	☎77-4336
各種支援		
障害のある児童への各種福祉サービス	（市）福祉事務所 福祉係	☎75-4961
児童扶養手当	（市）福祉事務所 子育て支援係	☎75-4961
ひとり親家庭等医療費助成制度	（市）市民生活課 国保・年金係	☎75-4973

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
悩み事があるとき		
出産・妊娠に関すること	にんしん SOS ふくおか	☎092-642-0110
乳幼児の成長、発達に関すること	(市)保健課 食育・健康対策係	☎75 - 4960
子育ての悩みや不安に関すること	こども交流室(吉井町 347-1)	☎75 - 5530
	遊林ランド(浮羽町高見 679-2)	☎77 - 4336
子ども、家庭、女性に関すること	家庭児童相談室(子育て支援係)	☎73 - 9151
	北筑後保健福祉環境事務所	☎0946-22-4195
不登校・ひきこもりに関すること	うきは市社会福祉協議会	☎76 - 3996
子どもの発達・気になる子の通告に関すること	久留米児童相談所	☎0942-32-4458
ひとり親家庭・DV に関すること	うきは市男女共同参画センター	☎77 - 2661
	北筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)	☎0942-30-1072
	福岡県あすばる女性相談ホットライン	☎092-584-1266
	配偶者暴力相談支援センター	☎0942-34-8111
	福岡県配偶者からの暴力相談電話	☎092-663-8724
その他さまざまな相談に関すること	うきは市社会福祉協議会	☎76 - 3977



第2期 うきは市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：うきは市

編集：福祉事務所 子育て支援係

住所：〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316

電話：0943-75-4961

FAX：0943-75-4963
